

國第二十八回

參議院商工委員會會議錄第二十二號

昭和三十三年四月二十三日(水曜日)午前十時五十五分開会

委員の異動

本日委員西川弥平治君、小瀧松君、海野勝君、  
三朗君及び岡三郎君辞任につき、その  
補欠として三木與吉郎君、小山邦太郎  
君、赤松常子君及び野溝勝君を議長に  
おいて指名した。

委員長  
近藤 信一君  
理事

委員

青柳秀夫君  
高橋進太郎君  
阿部竹松君  
相馬助治君

近藤 信一君

事務局側 中小企業庁長官 川上 勝治君  
説明員 会専門員 常任委員 小田 橋貞寿君

大藏大臣官房  
財務調査官 大月  
高君

本日の会議に付した案件  
中小企業信用保険公庫法案（内閣提

中小企業信用保険公庫法の施行に伴  
ノ関係法律の整理等に関する法律案  
内閣提出、衆議院送付。)  
経済の自立と発展に関する調査の

纖維業の不況対策に関する件

水洗炭業に関する法律案（衆議院提出、議院送付）

北海道地下資源開発株式会社法案  
内閣提出、衆議院送付)

国务院

通商產業大臣

第九部



○政府委員(川上爲治君)　この保証協会法ができましてから、この保証協会といふものは、現在全国で五十二あるわけでございます。今、先生があまり利用されなかつたとおっしゃいましたが、私どもの方としましては、順調にやはり進んできたのじやないかといふように考えます。ただし、最近各県のいろいろな財政関係から、この保証協会に対しましての基金の援助が大体限度にきておるのじやないか、そういう県が相当あるのじやないかといふようことで、その保証協会がさらに飛躍的に伸びるということができるないといふような状況に、現在あるのじやないかというふうに考えます。現在この三十二年度の平均残高を見ましても、約五百億の金額に達しておりますし、また、保証協会法ができましてからすでに延べ四千四百億といふ相當大きな私どもとしましては役割を果しておるのじやないかと思ひますけれども、ただいまも申し上げましたように、基金の関係から、最近におきましては特に県の援助が相当ありますので、県のうちで財政的に苦しいところにおきましては、なかなか保証協会の仕事が伸びないといふような状況にありますので、従つて昨年度におきまして、この国会の承認を得まして、政府の方から十億の援助をいたしましたわけでございます。この十億程度では、とても私どもはうまくいかないというようなふうに考えましたので、本年度におきましては、

さらにこれに追加して二十億程度出し、政府の援助を三十億程度やるというふうなことにいたしまして、今後におきましても、さらに政府の方から相も援助するということになりました。されば、先ほど申し上げましたこの保証の額もさらに伸びていくのじやないかといふふうに考えておるわけでござります。

○野瀬勝君 ただいま企業長官から答弁がありました、大蔵省の考え方といたしましては、中小企業に対する金融の疎通のために役に立つ考え方といたしまして、もっぱら民間の金融機関によるという考え方でござりますけれども、その不足する分につきましては、政府において国民公庫、中小企業金融公庫、そういうところに直接金を出して金融の疎通に努める。しかし、いかに政府で努力いたしましても、実際の金額におきましてはどうしても限られたものになるのはやむを得ません。従いまして民間の金融機関が中小企業金融をやるにつきまして、できるだけやりやすいようにしてやるというのが根本であるうと考えております。そういう意味におきまして、從来から信用保証の制度については、大蔵省としては非常に大きな関心を持つておったわけでございまして、從来法的な基礎のございませんでした保証協会を、昭和二十八年に法制化いたしまして、監督も厳重にする、また政府としてこれを育成するという精神もはつきりいたしたわけでござります。その後の経

過は、企業庁長官からお詫のございました通りでございまして、われわれが見ておりますところ、利用の実態も逐次增大いたしております。決してこの保証制度がうまくいっていないというようには考えておらないわけでございません。ただ、保証協会自体といいたしまして、保証能力に限界がある、あるいは一部の保証協会について資産の面に欠陥がある、そういうようなことがございましたので、昨年の金融制度調査会に諮りまして、この信用補完制度をさらに強化するにはどうしたらいいかと、いう答申を求めまして、今回の法案を提出した、こういうような次第でございました。従いまして政府の育成の態度も、次第に積極化いたしておりますし、利用率の率も上つておる。非常に中小金融に対しましては、大きな貢献をしておるものだ、こういうように考えております。

す。その一つの大きな理由は、保証料が高いということあります。この保証料を安くしませんと、結局中小企業者が普通の金利を払い、しかも、その上に保証料を払っていくのですから利用しない、そこで今回のような改正を一つ考えたのであります。今度は政府の再保險も極力安くする、また、地方の信用保証協会自身が弱体でありますから、貸付をし、利ざやを与えまして極力保証率を下げていく。それからもう一つのこれによる利点は、極力、包括保険にもつて、こうという考え方を持っています。包括保険を持っていきますと、信用保証協会自身がほとんど再保險によつてつぶれることがなくなる。これはその点は金融機関として安心して保証協会を信用することができる、こういうことになるのであります。もうすでに保証協会の保証があれば、金利を下げようじゃないか、こういう機運も出ておりまし、今後政府としましても、それを指導していくたい、かように考えておりますので、これが両々相待ちまして、そう保証のために多くの保証料を払う、あるいは金利の上に保証料を払っていく、こういうようなことがその負担が非常に少くなつてくる、これが一つのねらいであります。

なりました信用保険公庫を中心いたしまして、地方の信用保険協会といふものをもつと強化、拡充し、今後におきまして大きな働きをやってもらおうという方向に持っていく、これが最初だというような考え方を持っております。今後画期的に、今までのようなことでお抜充していくべきだ、これがまず第一の出発点だと、こういうふうに考えておられます。

の点について特に保証料の点について、こどうしの關係から不満度としては多くのが少かつたのです。こういうような点を十分当局も知つておられると思うのです。ですから今、前尾大臣が金利の点で、やはり今後におきましては、特保険の特別会計の関係では、最も大きな欠損を出しておる問題であります。保険の特別会計の関係では、最も大きな事情のあるものにつきましては、融資保険制度というものは残しておかなければなりませんが、第一点、それからもう一つは、融資保険につきましては、いろいろ問題もありますが、これは大臣の御所見と矛盾するのではないか、保険料率が何ら考えられるではないか、保険料率が何ら考えます。しかし、この点どうなんですか。

資本保険といふもののを保証保険に切りかえられ、しかも、そのうちの包括保証保険に切りかえていくということが、これが一番大事なことではないかということでおきましても、相当長期にわたりまして、いろいろこの問題を検討しまして結果は、今申し上げましたように、やはり融資保険というものをだんだん保証保険に切りかえていくといふような、そういう答申も出ておりますので、私どもは、そういう線にのりまして、融資保険につきましては、五十万円以上については残しますが、五十万円以下については、この際やめて、これを保証保険なり、あるいは包括保証保険の方へ切りかえていくといふようなことにいたしたわけでござります。

そこで、資金のワクの問題であります。が、先ほどお話をありました、三十二年度におきましては、融資保険は二三百億ということになつております。今回は百億といふように、約百四十五億ということになつております。今年度は、三十二年度の実績を見ますといふと、この公庫法が通りまして、この七月からこれを実施するということになりますす。というと、この百億程度で五十万円以上については、大体私どもとしましては、支障がないのじやないかといふふうに考えておるわけでござります。

○野瀬勝君 そうすると、先ほどの大臣の御答弁とのあれば、どうなんですか

か、たとえば、地方の保証協会は非常的に弱体だ。基金を初め、その他弱体の点がある、こういわれておるのであります。それを、弱体である保証協会が、さらにこの融資保険制度というもののローカルを切り下げるのでは、私はこの弱体になっていくと思うのですが、が、どううござんせうであります。たとえば、あなたの言われるよう、に、一応切らしてしまっても、私はあなたたるの、今のよな答弁だといふと、より一そろ不安が出てくるのです。大体五十五円以下は全部保証協会、包括保証する、それ以上は融資保険のあれと存置する、こういう御意見ですが、そなうなつてくると、私はまだ心配な小さいところは非常に不安になつてくると思うのですが、かえつて今までの、ような融資保険制度で、いけば、まだ利用度と申しますか、相当まだ心配する見込みがあるのです。私はむしろこの点では資金をもう少し貯めて、いましばらくこの弱体な地方融資保険というものをもう少し充実さして、そしてその過程において漸次発展をせしめていく、というような方向に持つて、いつもらつたら、いいのじやないかと思うのでございますが、この点大臣の御所見いかがでございましょうか。

いうものはいわゆる逆選択で、危いのだけで、金融機関の救済みたいな好になつてゐる。むしろ信用保証協会を全部通じて、そうして信用保証協会が強化されるというのには、極力包摂保険を持つていくべきだ、こう、そういうに考えているのであります、こというが本来の趣旨に合いますし、その点では従来包摂保険でおやり願つておらぬような信用保証協会につきましては、包摂保険が非常に有利である、こううことが判明いたしましたと、みんなで包摂保険を持つてこられる、またそなれを信用保証協会がとられる、というふうに考へておられるのでありますと、将おなは、現在は五十万円以下ということとなつておりますが、基金をふやしまして、そうしてだんだん限度を上げておなりまして、すべて包摂保険といふことに持つていきましたら、日本全国常に包摂保険で一定の、どのくらいのリスクが出てくるかといふことが判明しますと、それだけの基金を積んで、そしてその利息でいつもそれを償却していくということにしましたら、中小企業の金融といふものは、一般市中金融機関から金が借りられることが非常に安全になり、確保され、円滑になります。こういうふうに考へておられる、こういうふうに考へておられる、このたびおきまして、包摂保険に一挙に持つていくことは困難であります。漸次そういう方向に持つていく、こういうふうな考え方をいたしているわけであります。

で、こういふ名人の御所見はかりを心に考えておられるから、あやぢ心がおしゃやすい。いわば、今日の三井銀行などは市中銀行の代表的なもだ。ここに大月調査官がいるのでよめで、一般民からは、預金を集めています。そつちの方には融資をしない、わかると思うが、あの内容はどうでござるか、自分の関係会社だけに資金を回して、一般民からは、預金を集めています。さらにもう一つの例でございます。さらに地方銀行におきましては、先般の千葉銀行、たまたま千葉銀行が表に出たのでありますけれども、悪質な地方銀行は、地方から金を集めて中央にのさばつてきて、何からまではないかといって、浮貸ばかりしているのでござります。それは全部ではございませんが、それを信用の対象にして計画を立てられるということは、もうかと思うのです。市中銀行や地方銀行が全部ではありません。政府が包み保証に対して金利の面、あるいは補助率の面、そういう点について、一つ切った、政策がとれないものか、市中銀行とか、それらの手を経なくて、市政府がもう少し中小企業に目をかけてやるというような気持になれないものでしょうか。

保護のような従来の行き方を改めよう  
というが、この考え方の根本であります。  
政府関係の金融機関を通じまして、政  
府資金を直接流すという行き方をして  
きたわけであります。それがまた、  
一つの方法であります。一般的の市中  
金融機関からも手つとり早く金が借り  
られるというの、私は根本であります  
。その根本的な問題に向つて、この  
制度でいきましたら、その根本的な解  
決が得られる、かように考えておるわ  
けであります。あるいは説明の足り  
ません点は、政府委員から答弁をさせ  
たいと思います。

○政府委員(川上爲治君) 大臣の御説  
明に対しまして、補足して具体的に申  
し上げますが、全く、先ほど先生が  
おっしゃいましたように、この融資保  
険というのは、ややもすれば、金融機  
関の保護というようなふうに言われて  
いる面もござりますので、この際、ど  
うしても保証協会を強化する、特に零  
細企業にとりまして最も役に立つであ  
らうと私どもは考えております。包括保  
証保険というものを、この際、飛躍的  
に強化するというような考え方でやつ  
ておるわけでありまして、従いま  
した。そこで、この点を一つお聞きして  
おきたいのです。今お話をありました  
通り、従来の融資保険制度が、何と  
十万円以下をやめたというのは、これは  
なるべく保証協会を強化して、保証協  
会による再保険、包括保険あるいは普  
通の保証保険というものを、もつと大  
きくしようというような考え方から、  
実はいつおるわけであります。そこ  
で、包括保証保険につきましては、從

来は二十万円までにつきまして、一分  
四厘六毛という保険料率がかかつてお  
ります。ただいまのお話のようないい處旨  
に従つて、もちろん、先ほど大月君も  
言いましたように、従来の行き方は、  
政府関係の金融機関を通じまして、政  
府資金を直接流すという行き方をして  
きたわけであります。しかし、それもまた  
一つの方法であります。一般的の市中  
金融機関からも手つとり早く金が借り  
られるというの、私は根本であります  
。その根本的な問題に向つて、この  
制度でいきましたら、その根本的な解  
決が得られる、かように考えておるわ  
けであります。あるいは説明の足り  
ません点は、政府委員から答弁をさせ  
たいと思います。

○野瀬勝君 よくわかつて参りました  
が、政府がこういうように保証公庫を  
作りまして、背後において融資の方法  
により、あるいは再保険をするとい  
うことはむしろ適当でない、民間の自  
主的な良識のある運用でございます。  
ただ、現在の制度におきましては、府  
県の地方公共団体の、この保証協会に  
対する援助が、相当程度ござりますの  
で、各保証協会の定款におきましては、  
県知事が役員を選任する、こういふよ  
うに指導いたしておりますので、その  
人事について、非常に間違った人事が

ますか、利率の高い銀行金利のほか  
に、保証協会で取られ、うつかり借り  
るのであります。これを今回七厘  
とすることに、もう大体半分以下とい  
うところで実はしようと考へておる  
のであります。また、衆議院付帯決議に  
よりまして、二十万円から五十万円ま  
での包括保険につきましては、これま  
た私どもは、最初九厘と考へていたの  
ですが、これも七厘に持つていくとい  
うふうに、五十万円以下の包括保証保  
険につきましては、従来の一分四厘六  
毛というものを七厘とし、半分以下  
というようなところで、実は切り下  
げておるわけでございます。それから  
は、従来のワクといふものは百八十  
億、この三十二年度が、それを、私ども  
おっしゃいましたように、この融資保  
険というのは、ややもすれば、金融機  
関の保護といふふうに言つて、その考  
えとしましては、三十三年度は千  
三百億というようなふうにワクを考え  
ておるわけでございまして、かよくな  
り方によりまして、特に保証協会を  
強化し、同時に、この小口零細企業に  
対する保証保険を大いに強化しようと  
いうような考へでござりますので、先  
ほど先生からお話をありましたよ  
うな、実はそういう趣旨で私どもとして  
は考へておるわけでございます。

○権義夫君 ちょっと二点ばかりお尋  
ねしたいのですが、国の余裕財源を中  
たら、身動きならんようになる零細中  
小業者は、利用も思うようにいかん  
だという点なんです。今度こうした点  
は、もっと具体的に言へば、運営面の  
人事配置が問題になるのですが、今度、  
いこうとするのですか、もっと広範な  
検討を加え、あらゆる関係業者を入  
れ、公平な機関を作ろうとするのです  
か。こうした点について、両当局から  
御所見を聞きたいと思ひます。

○政府委員(川上爲治君) 現在、この  
保証協会法によりましては、政府の方  
で保証協会に対する人事権といふもの  
はございません。しかし、経理その他  
の問題につきましては、監督権を持つ  
ておるわけでござりますけれども、人  
事につきましては、特別に持つております  
が、政府がこういうように保証公庫を  
作りまして、背後において融資の方法  
により、あるいは再保険をするとい  
うことはむしろ適當でない、民間の自  
主的な良識のある運用でございます。

ただ、現在の制度におきましては、府  
県の地方公共団体の、この保証協会に  
対する援助が、相当程度ござりますの  
で、各保証協会の定款におきましては、  
県知事が役員を選任する、こういふよ  
うに指導いたしておりますので、その  
人事について、非常に間違った人事が

年は十億の金を国が出しております。

行われる、こういうことはないとわれ

われは考へております。

府県知事の、

むしろ良識に待つと、こういうように

考へております。

わねしたいのですが、国の余裕財源を中

小業者の金融難を緩和するために使

う、そういう余裕があるなら、減税に

充てるということについて、私

ども絶えず主張しておるところであり

ます。が、この法案を拝見いたしました

とき、役員の欠格条項の中に政党役員を

除くということになつております。本

委員会にはこの日本貿易振興会法案、

さきに議決をいたしました理化学研究

所法等がござりますが、理化学研究所

法におきましては、欠格条項の中から

政党役員を除くことになつたの

であります。が、その際に政党、政府、

所法等がござりますが、理化学研究所

法におきましては、欠格条項の中から

政党役員を除くことになつたの

今人事のことに関連して、ちょっと大臣から一つこの点について明らかにしていただきたいと思います。

金融機関に関する限りにおきましては、私たちもそういうような考え方を持つております。

○國務大臣(前尾繁三郎君) 最近御承  
知のような、ただいまお話しのような  
事項、お尋ね下さい。

○樺繁夫君 ちょっととこの機会に、先  
ほど野瀬委員の御発言に関連してお尋

問題が起つておるのであります。しかし、われわれはまだ金融機関について十五億を経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律が成

くといふうな考え方を持つておるのでありますし、他の公事につきましては、立した際に、例の四百三十六億の資金の一部からこれに六十五億を出して、それを預金として、その金利によってこ

も、同じようにこういう欠格条項を設けておるのであります。だしまのと明るく公庫を賄ってゆこう、いろいろ御説明があつたのですが、経済基盤強化の一環として、さういふことはあつたのです。

これは私は金融機関はやゝかり政党を離れた方によつて運営していただく、ということが妥当である、かようにも考  
資金に関する法律がまだ衆議院を上つていいないというふうに聞いておるんで、ですが、この法律そのものの趣旨には、

○椿繁夫君　これは金融機関といえは  
金利競争であります、これは保険公  
会も賛成なんありますけれども、  
もしこの法律が成立を見なかった場合  
に、中小企業用保険公会の発足こま  
まに、

庫でありますから、保険会社みたいなものだと私は理解しておるのでですが、

○國務大臣(前屋三郎君) 先ほど申  
しましたように、一応この公庫は六十分  
五億の基金を中心に入れて、そうしてそ  
ろいのとく特殊法人から欠格条項としての政  
金融機関ということならばそれでもよ

党役員を除き、この種のものからは将来除いていきたいということなんですね。ですが、金融機関に限つてはこれらは皆基盤強化の基金は、ぜひとも重しての利害を運用いたしまして成立するような構想になつておりますので、経

別である、こういう御見解ですか。  
○國務大臣(前尾繁三郎君) 私はただ  
いたがめ、少くともこれに關する部  
分につきましては、通していただかぬ

いまのこところは、金融機関は政党は超えた態度でいつでもらいたい、こういうふうに考えておるのであります。

○椿繁夫君　ほかにはございません  
か、お考えになりますようなことは。  
○國務大臣(前澤繁三郎君)　実は他の  
する限りにおいては通していただくと  
いうことは、われわれとしては期待い  
たしておるような次第でござります。

機関については、ものによっては、あるいは考えなければならぬ点があるんじゃないかなと思いますが、実は具体的にそこまで検討いたしておりません。

○椿繁夫君 これでありますとか、ジエットロの何につきましては、これは中小企業擁護のためでもありますし、特に貿易振興会法は、中小企業の貿

はつきりするためには、現在の御提案の方の仕方の方が妥当であろう、こういうふうに考えております。それから経済基盤強化法が通らなかつた場合でございますが、われわれといたしましては、今衆議院の大蔵委員会において御審議をお願いいたしておるわけでございまして、ぜひとも基盤強化法の成立をお願いいたしたい、こういう段階でございますので、われわれといたしましては、その法律とこの公庫法案、両方が成立いたしまして、中小企業金融の円滑を期し得るようになっておるわけでござります。

○野溝勝君　また逆戻りいたしますが、地方の保証協会は、知事を中心として、人事の問題などにつきましても順調にいくものと思うという見解が披露されました。今まで、保証協会の人事の問題が、地方銀行が中心であったということを申しておるのでございまして、地方銀行が中心であったということは、まだ地方の保証協会が、全体の金融業者に利用されおらなかつたという点において私は申したわけであります。全体の金融業者は、たとえば相互銀行の給付でやつておるのに対し、いつも地方銀行の意見に押され、その利用度が少かつたということを私は申しておるわけであります。そうした点に対し、今回この公庫の法案が提案されておるのでございますが、この公庫に対する監督などは、主務大臣が中心となつて、それぞれ責任を持ち、監督をすることになつております。これと関連のある地方保証協会などの運営、人事の配慮がこの精神に沿つて是正されるのか、中小企業者の運営、利用の上に効果のあるように考え

ていかなければならぬじゃないか、前の保証協会のような欠陥、原因、そういう点をよく検討して、直す気があるかどうか。また、そういう点を直させようと思う気持ちがあるかどうかという点を一つお伺しておきたいと思います。

○國務大臣(前尾繁三郎君) ただいまお話しの点は、私どもも実は考えておるわけでございます。先ほど米申しておりますように、今までの機構は非常に小さいものでありますから、まあ便宜上、おそらく銀行の関係の方が中心になつておやりになつた所もある。しかし、今度保証業務も広まり、社会的な地位も非常に變つて参るのであります。その点につきましては、人事権はありませんが、この内容を十分承知していただきますと、従来の考え方と違つた意味でいろんな指導が行われる、われわれもまたそういうふうに指導していくつて、これが、本来の趣旨に沿つた方が中心になつて、保証協会を運営していただき、こういうところに持つていかなければならぬ、かようになっておりました。

○野溝勝君 まことに妥当な御所見をお伺いいたしました。金融業というのは、公共性のあるものでございまして、特に、信用保証協会法を作るときも、あるいは今回の公庫法案にいたしましても、その盛られておる理由といふものをよく観味するというか、この理由、趣旨を徹底するようにならゆる方面に実践していただきたいと思うのです。また、理由だけは非常にいいのですが、いざこれを実施する段階になつて参りますと、特別な金融機関というものがはびこってきて、ど

うなことよりは、やはり利潤追求と白分の銀行の安全性といふようなものに重点を置かれておるようござりますから、こういふ点は、だいぶの大臣の御所見のように対処する指導の方針を持つてもらいたいと思っております。それからそれに関連して、現在までの地方の保証協会一分四厘六毛の利子が今回七厘になつたが、これもつと引き下げるといふようなことは、一つ検討してみるという気持ちであります。はなりませんか。

○政府委員(川上爲治君) 実は、先ほど申し上げましたように、一分四厘六毛ということになつておりますものを、この今度の改正によりまして、七厘程度に引き下げる、そういうわけですが、七厘をさらに引き下げるのかどうかという問題につきましては、これは実は私の方でもいろいろ検討いたしたのですが、やはりこの七厘程度で全国の保証協会の大部分がいけるんじゃないかな、中にはこの七厘ではないか、ちょっとむづかしいというものが一、二あると思うのですが、しかし、これは先ほども申しましたよな資金のいろいろな援助、あるいは県の援助、そういうようなことによつて、もつと強化して、この七厘でいけるような体制をだんだんとついてきたいといひますから、私どもの方としては、やはり七厘をもつと下げるということよりも、一応この七厘でやっていくということにした方がいいじゃないかと考へております。というのは、この公庫は、あまり欠損を大きく出すということとは、これはやはり公庫法の趣旨からいいましてもどうかと考えますので、

いわゆる独立採算ということを一応原則として考えていかなければなりませんので、そういう点から言いますと、やはり包括の五十万以下につきましては七厘程度、あるいは五十万以上につきましては一分三厘というようなところではありますが、まあ私どもとしましては、最初の出発としましては妥当なところではありますけれども、今はもうとこれを切り下げていく、あるいはもつと資金をあやしてこれを切り下していくといふようなふうに考えておるわけでございまして、差ししきましても、やはり七厘程度が妥当ではないか、しかも七厘といふのは、先ほど申し上げましたように、現在の一分四厘六毛というのを半分以下にしたわけでございまして、非常に私どもとしては勉強したということになりますけれども、どうやないかというふうに考えておるわけでございます。

会の方とも十分いろいろその相談をいたしまして、まあ七厘という程度であるならばということで、保証協会もほとんど大部分のものが納得を実はしておるわけでございます。それから、なるべくお、今回の措置によりまして、三十億という金が保証協会に、しかも二分五厘程度で貸し付けるということになりりますというと、それによつて保証協会の現在の年間保証料率の全国平均二分三厘といふものがこれが一割くらいは輕減されるというふうに考えておりますので、私どもとしましては、差しあたりのこの措置としましては、この程度でいくよりほかないのじやないかと、いうふうに考えておるわけでございまして、これをさらに五厘とか、四厘とか、いうようなことになりますと、いふことは下げれば下げるほど中小企業者の方は、保証協会の方はそれでよいでしょうけれども、やはりこれをうんと下げるということになりますと、いふと、われわれは百億程度の基金では足りないのでありまして、もつと大きめの基金を上げなければならぬという問題が生じてきますし、あるいは、非常に大きな欠損をみなければならぬといふ問題も起きますので、大体初年度としましては、保証協会の方も大体納得しましたので、この程度で踏み出してしまふ。そうして、だんだんとこれからもつと切り下げていくといふことに努力するということに私どもはしたいと、そういうふうに考えております。

者の金利の点に対する協力、こういう話をすれば、私は五厘ぐらいにはなると思うのですが、こういうようなことについて努力されたことはございませんか。

○國務大臣(前尾鑑三郎君) 実はわれわれももとと引き下げたいという気持ちで当初二百億円を主張しておった。それが結局において基金が百億と、こういうことになつて参りますと、これは何しろ長いこと継続していくなければならぬ事業であります。基金をどんどん食つていくということではなりません。結局は基金をちょうど剩余金を初めてこれに充てたわけであります。今後剩余金が出ましたら、その半分といいますか、あるいは三分の一といつてもよろしいのですが、毎年これは基金に繰り入れていくという考え方を今後とつていただきたい。そうしますと、それだけの出ます利息だけは損していつてもかまわん、こういうことになります。そうすると、保証料も下げていけるということになります。今後極力、こういう剩余金が出ました場合にこれを繰り入れていくという考え方を、とにかく最初出発したこの基金、また、基金でいきますと、七厘がむしろ非常に苦しいくらいの限度であり、まあ、最初としてはやむを得ない。しかし、将来はその基金を繰り入れていただき、そうして保証料を下げていく。そして、保証のあるものにつきましては金利を引き下げるということをあわせて行いまして、中小企業者の負担を少くしていく。かのように考えております。

沿うようによくに最善の努力を払うといふうに私は解釈して、この問題については一応これで、その御努力を願うということで、この点は省略します。

これに関連をして当局にお伺いしておきたいことは、一体、信用保証協会というものは掛金制度をやるよろくな対しては、ほかの一般の普通銀行と違う扱い方をするように御指導しておるのでございますか。

○説明員(大月高君)　　ただいまのお尋ねは、相互銀行の給付にかかる掛け込みの債務につきまして、この保証協会がどう扱つておるかということとかと思ひます。一般的債務につきましては、簡単な掛け金等でございますが、相互掛金は御存じのように給付をする反面、掛け込みということがございまして、ある意味で両建的になつておるわけでございます。性格は異なりますが、しかしそれは掛け込むということが一つの債務でございますので、現在信用保証協会法の規定によりまして、法律でこの掛け金につきまして保証ができると、こういうことになつております。現実にやっております協会は二千八百ございまして、全部ではございません。それから実際の金額もさほど大ききはございませんけれども、一般的債務と同様ように保証できる、こういうような制度でやっておるわけでござります。

用されておらないのですね。先ほどか  
ら言うのですよ。信用保証協会とい  
うものは、地方銀行の一方的な発言力、  
主導力と知事とがタイアップして推進  
しておるから、そこに他の業界の不満  
があるのです。そういう私は欠点をこ  
の際一つ事務当局、政府当局におかれ  
ても十分考えて、金融機関の公共性、  
金融の社会性というような点を十分配  
慮して、その趣旨に沿うようにしても  
らいたいと思うのです。

は子葉銀行のようなことをやつておるから、信用を落したのも一つの原因になつておると思う。相互銀行におきましては、「三十二年度におきましては、二月までですけれども、目標額は七百五十億、達成額は八百十九億、比率一・一〇%、それから前年度の三十一年度は目標額五百億に対し五百五十億、ペーセンテージにしますといふと一・一〇%、両年度とも相当努力をして好成績が示されておるのである。政府に協力しなければならない金融機関が、この成績から見るとあまり政府に協力しておるとは思えぬ。かかるに、政府に協力している金融機関を軽視し、非協力の銀行と手を握るような一方的な感じを与える從来の保証協会の運営改革すべきだと思うのです。政府は本法実施に際し配慮する意思ありや、お尋ねいたしました。

最後に一つお伺いいたしまして、私の質問を打ち切ります。補てん率の問題ですが、本法案中の融資率、融資制度が現在までは八〇%の保証をしていたのですが、今回はこれを五〇%に引き下げた、これはどういうわけでことういうふうに引き下げられたのですか。全く中小企業の金融対策としての本法の精神にもとののではないか、かつ矛盾しておりますかと思ふ。

○政府委員(川上爲治君) これは先ほども申し上げましたように、また、先生のお話になりましたそういう趣旨に私どもは全く沿うておると思うのですが、いわゆる融資保険につきましては、金融制度調査会の意見もありますので、やはりだんだんこの保証協会の保証による保証保険の方へ切り

かえていくといふその体制を私どもとしましてはとつていただきたいといふうに考えておりますので、しかしながら、今急激にこの五十万円以上のものについてこれをなくするということは、これはまあ非常に無理でござりますので、やはり全体のワクにしましても百億程度にし、またたん補率につきましても、八〇%を五〇%にして、だんだんだんだんこの保証協会、保証保険の方へ切りかえていくというような体制を整えていくことが、これが私どもはベターではないかというふうに実は考えまして、そういう措置をとつておるわけでございます。

なお、その融資保険と包括保険といふのは、まあむずかしい言葉で言いますと、逆選択をとるかとらないかといふ問題でございますが、融資保険といふのは、現在各金融機関、たとえば銀行とか、地方銀行とか、そういう金融機関が中小企業者に対しまして金を貸しますというと、もう政府の方で選択する——政府といいますか、特別会計の方で選択する余地がなくて、すぐそのまま保険を認めてやらなければならぬ、保険にかけてくれば。こういうような制度になつておりますので、非常にいろんな危険性があり、また、参議院の決算委員会におきましても、相当この保険関係から、ほとんど融資保険だけが批難事項が出ておるわけございまして、やはり私どもといたしましては、融資保険といふのは、先ほど申し上げました保証保険の方へ切りかえていくことが妥当ではないか。しかも、金融制度調査会においても長い間検討いたしまして、そういう方針でいくべきだというの

結論を出しておりますので、今申し上げましたような趣旨から、てん補率につきましても八十を五十くらいに今度は下げる。それから全体の資金のワクも百億程度にするということにしたわけでございます。

○野満勝君 川上長官の説を聞いておるというと、国会よりは金融制度調査会の意見を重点とし、かつ調査会の見解は聞かなきやならぬような印象を与えまして不愉快だ。国会は第二次機関みたいに考へていて感じを与えるから注意してほしい。調査会も行政的専門の機関であるけれども、参考にして、敬意を払うということはいいけれども、それが最高のものじゃないのです、あくまで国会が最高機関なんですから。そこで、いろいろと御所見も聞きまして、何と説明しようと、保証料率の引下げは、中小商工業者の需要量の減ることになり、業界は案外期待を裏切られるということになると思うのですがござります。こういうような点についてあらゆる角度から検討されたことありますか。金融制度調査会の御所見だけではなくて、一般の中小企業者の一体調査なり所見なりを聞いたことがござりますか、この点一つお伺いしたいと思います。

○政府委員(川上為治君) 金融制度調査会の意見をあまりに尊重し過ぎるような意見を申し上げまして、まことに相済みませんが、実は私の方としましては単に金融制度調査会だけの意見でありますんで、これは一般的の中小企業者の意見もいろいろよく調べて、特にその保証協会関係、これはもう何べんも会いまして話し合いをしまして、そうして、最初私どもが考へてい

ましたものも、やはりその保証協会の意見を相当入れまして、これを引き下げる、料率についてはそういうような措置もとったわけでございまして、私どもとしましては、この百億程度の基金といふことから考えますといふと、まあ、この程度で最初は踏み出すということが最も妥当ではないかというふうに考えたわけでございますし、特に包括保証については五十万円以下を現在一分四厘六毛というのを半分以下にしておきたいことは、これは非常な大きな私の方としましては勉強ではないか、勉強というと、非常に語弊がありますが、実はそういうふうに考えておるわけでございます。

○野溝勝君 私所見を述べて質問を打ち切ります。金利の点、機構、運営の点につきまして強く私は所見を申し述べた次第でございます。政府は大体論の御答弁はあつたのですが、政府の考えは、金融機関に主点を置き、中小企業の意向が汲みいられらず、決して政府の考えておるようなものではないのでございまして、この際、特に審査の上に大努力を願いたい。かように申し上げて私の質問を打ち切ります。

○委員長(近藤信一君) 他に御発言もなければ、この辺で質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(近藤信一君) 御異議ないと認めます。

〔速記中止〕

○委員長(近藤信一君) 速記を起し  
て。  
それでは午前中は、この程度にし、  
ちよつと速記をやめて。

午後は二時半に再開することにいたしまして、暫時休憩いたします。

午後零時三十一分休憩

午後二時三十分開會

○委員長(近藤信一君) これより委員会を再開いたします。

質問の場合は、お問い合わせ用紙を、重要な書類を許可いたします。

案が山積いたしておるにもかかわらず、今の織維の不況対策に関して、若干の私の質問時間をお許しいただきましたことを、委員長始め理事の皆様に心から感謝申し上げます。

時間もございませんから、私簡潔に要領よく御質問いたしたいと思いまますので、どうぞ答弁も要領よくお願い申したいと思っております。

から日本の経済発展のために尽して参りました。その功績を今さら私ここで申し上げる必要はないと存じます。ほんとに、製糸を含めまして、過去一世紀の間、日本の貿易の王座を占めて参りましたし、外貨の獲得のために非常に織維産業が尽して参りましたことは御承知の通りだと思いますが、昨年来の経済不況から、急に織維産業界にも深刻な波が押し寄せて参りました。つまり、設備が過剰になる、従つて、在庫が増大している。だから首切り、操短というようなことに、非常に悪循環をして参つておりますし、しかも、そのたびにいつも犠牲になるのが、関連労働者、特に織維産業は、申すまでもございません、未成年の婦人労働者が八〇%も占めておりまして、

ましようか、そういう婦人労働者を多く擁しておりますのですから、こういう操作短などが非常に簡単に行われがちでございます。ところが、こういう実態に際しまして、政府及び行政機関は、もうこれはしようのないことだ、既定の事実だ、というような態度をお示しになつていらっしゃるだけございまして、私どもは非常に遺憾に思う次第でございます。特に、繊維産業は景気の変動を敏感に感する特殊性を持つておりますけれども、私ども、その根本的な不況のよつて來たる原因は、政府のこういう繊維産業に対する計画性と申しましようか、その計画性の欠除、及び、その反社会的な問題がいろいろ起きておりますが、そういう問題に関しても實に冷淡でいらっしゃる。そういう政府自体の繊維産業政策に対する計画性のなさというものが、こういう不況を招いている大きな原因のよう、私どもは思つてゐるわけでござりますが、こういうことがずっとこれから放置されるということになりまして、日本の経済の発展に大きな障害を来たして参り、また、輸出の面からも、大へん私は日本の経済に大きな損失を招く問題になると思うのでござります。さらに、今申しますように、ここに働いております婦人労働者、八〇%でござりますので、首切りなどになりますと、最近も御承知のように農村に帰つても仕事がない。で、最近元春防止法も施行されておりますから、それから、都会などのまだ不健全な職場に

そういう人が流れてきている事実は、私、これは一面大きな社会問題でもあると思うわけです。こういう実情に対しまして、私は、政府がどう思つておなさっているのか、少し質問したいと思います。

まず第一は、操短についてでござりますけれども、いつも問題になつておられますのは、操短ということが一応行われましても、現実、その過剰生産になつておる。こういうことはもうすでに御承知の通りでござりますけれども、この、額面通り操短ということを行われていいないという、こういう実情でございますね、これも私は非常に問題だと思うのでござりますけれども、まあ、きょうは問題をしぼつて参りましたが、この四月にスフが一二%操短をいたしましたところから、だんだん人絹、綿紡、純毛糸に波及して参りまして、本年一月からは綿糸が約二〇%，それから人絹が約五〇%の操短が強化されております。この四月一日からは、さらに、綿紡糸が三〇%の操業縮減に切りかえられておりますし、その上に、さらに政府の三十三年度の上期の外貨予算では、原綿とか原毛の割当を減らしていくやうな対策が行なわれておりますけれども、政府は一体、織維の不況対策は、こういう操短だけで十分であると思っておいでになるのかどうか。今申しますように、そのしわ寄せが、今まで労働者にかかるつてきている。で、私は政府にお伺いしたいことは、現在の操短の効果というものが、一体

どのくらい現われているものか。先ほ  
ど申しましたように、逆に過剰生産にな  
つて、いる面はないのかどうか。それ  
からさらにこの操短の期間、これをい  
つこままでに限定しておいでになるの  
でございましょうか。この点をお聞き  
いたしたいと思います。

○政府委員(小室恒夫君) 具体的なお尋  
ねがありますから、私から答弁させ  
ていただきます。操短は昨年の初め、  
化織から始まりまして、お示しのよう  
に本年一月の状態では全面操短に、あ  
らゆる品目について適用されるような  
形になっております。その間操短が完  
全に守られたかというお尋ねであります  
が、部門別に多少事情が違つております。  
人絹については、五〇%の操短はほぼ確  
実に守られた。それに対しても、  
綿糸などの例では、実はあまりよく守  
られていない、そう言うのは、はなは  
だ私どもとして不行き届きであります  
が、現実の問題として十分操短が守  
られないといううらみがあつたわけでござ  
います。これは一つは、昨年の下半  
期において、国際收支の関係から原綿  
の削減を相当強度にいたしました際に  
に、相当反発するじゃないか、価格が  
相当上るじゃないかという懸念が業界  
に横溢しております、懸念といいま  
すが、そういう期待といいますか、操  
短等についても非常にびしつとこま  
かいところまで政府が監視するとい  
ころまで実は行き届いておらなかつ  
た。むしろ、業界の自主的な協力を待  
つ面が非常に多かつたのであります。  
ところが、前年から持ち越しております  
綿なども相当関係もありまして、や  
はり若干操短が励行されてないのであ  
ります。そこで、実は四月から勧告停  
止

短に切りかえて操短の率もきびしくなりまして、ことに勧行の面に力を入れて、もちろん関係業者にも協力してもらひ、非常に監視を厳重にやっておられます。最近は勧告通りの操短、三割操短が実施されてるといつて差しつかえないかと思います。そういうこともありますし、また、他の並行してられた政策、買い上げ機関の運用と、いうこともございまし、金融的にある程度その辺を弾力的に運用していくたゞくという、言葉は適當ではないかも知れませんが、それぞれの配慮をいたしまして、実は四月に入りましてから、市況は持ち直して参りました。まだ一〇〇%安心するというところまで参りませんが、大体四、五月の間に操短を励行して参る。まず、正常在庫といいますか、異常在庫を解消して、大体普通の状態に六月、七月ごろには戻るんじゃないかな。そうなつて参れば、操短のやり方等についてもまた実情に応じたように、品目別に検討してやつていきたい、こういうふうに考へる次第であります。

（註）此處之「人」，指人之精神，非指人之身體。

いくというようなことを考慮しなければならぬのではないかと思います。

○赤松尊子君 時期ははっきりおしゃられないのでございましょうか。  
○政府委員(小室恒夫君) これはどうも織維界の需給の見通しというものは、専門家でもなかなか十分立てられないのですが、私ども役所としては、いろいろな関係の業者、専門家の意見も聞いて判断はいたしておりますが、これはやはり六月ごろになりましてから、最終的に判断いたしたい。

ことは、どうして防げばよいと思つて  
いらっしゃるのでございましょうか。  
私のことで申し上げたいことは紡績十  
社はそう損していいな、ということと、そ  
うして中小企業の織屋、商社がそのし  
わ寄せを食つてゐる。こういうことに  
対して、政府の御指導に手抜かりが  
あつたのではないか。将来こういうこ  
とは、どういうふうになさらうとお考  
えになつていらっしゃいましようか、  
お聞きしたいと思います。

経営はちゃんとしておったんだが、金融上の行き詰りで倒れた、あるいは人が倒れたために、連鎖反応で倒れるという、そういうような事態が起らないようにということは、金融当局にも私どもは、日比谷商店の際にももちろんであります、その後も十分に連絡をとつておるのであります。最近は、少し市況が持ち直して参りましたので、そういう意味の倒産といふものは軒数も、金額も私相当減つて参るということを期待いたしております。

もちろん、あれでござりますね、紡  
十社の苦しい」というのと、破産、一  
産して、ほんとうに根も葉もなくな  
たというのとでは、だいぶ違うわけ  
ございますが、私はこの商社あたり  
も、中小企業者にも金融対策とい  
うのは、相當熟意を持っておやりにな  
っているのでしょうか、どうでしようか  
というところに、相當疑問を持つて  
るわけでございますが、具体的に簡  
でよろしくうござりますけれども、「  
かそこに片手落ちがあると私どもは

感車お何かでにもつつ倒續ござります。けれども実際今操短が行われておりますその実情を見て参りまると、たとえば操短を、主として原糸を作るその段階で行われてゐるだけでござりますけれども、これは生産が少くなるのでござりますから、糸の価格の維持には、相当私は効果を上げていると思うのです。それは糸が少く生産されるから、価格は相当維持される。だから、そういう点の糸を作る面では、利潤は相当確保されることと思うのでありますけれども、しかし、これ

○赤松常子君 できるだけ早くそういう時期が来るよう御指導いただきたいということをお願い申し上げます。それから次に、この織維の関係は昨年非常に商社の倒産が深刻でございましたして、百四十二軒に達しておりますけれども、本年一月、二月になりますと、少し軒数は減っておりますけれども、負債額は漸増いたしております。そうしてかえって、一軒の商社の倒産の負債額といふものが、大口化されているわけございますが、こういう商社の倒産に反比例いたしまして、紡績大手筋の四月の決済といふものは、十社合計で約四十一億円利益を上げておられます。それで、商社や中小企業あるいは織物、織屋と比較いたしまして、相当私は紡績十社は利益を上げていると思うのですが、政府として、こういう織維不況に際しまして、商社の倒産の原因、それからその実情というものに対してもどうあるべきでござります。それで、商社や中小企業でござりますけれども、実態は、隠し利益が相当あると言われているわけですが、将来こういう

につきましては、昨年の七月に、例の日比谷商店が倒産したときが金額的に、軒数から申しましても、最近のレコードでございます。そのころに比べますと、軒数でいうと七割前後、あるいは金額でいうと四、五割というようなところで、大体毎月推移しておるわけでござります。ただ月によって、たとえば最近で言えば十二月が多い、あるいは三月、これはそれぞれ市況の底と申しますか、非常に激烈に値段が下つたとか、そういうような変化に応じておるわけでございます。それで、倒産の原因ということになりますと、これは各企業ごとに異なりますけれども、やはり放漫な経営をしているとうことが原因になつておるものもござりますし、また、過去において何べんか危機があつて、その際に累積した赤字といふか、負債といふか、そういうものがある機会に表面化したというのもございます。いずれかといふと、大きいところの倒産には、そういうような事情が何らか伴つて いるようと思われます。しかしながら、一般的に言つてこの黒字倒産、つまり

それから大きな紡績会社あるいは大メーカーと商社との関係が、アンバラソスではないかというお話しでござりますが、今の御指摘の十大紡について、個々に一々私どもは申し上げるわけに参りませんが、あるいは人網メリカー、そういうものは相当苦しい状態に現在なっております。表面の利益がどうであるとか、推定の利益がどうとか、そういうことは私は申し上げたくございませんが、相当苦しい経営になつていることは事実であります。しかししながら、それはそれとして、商社あるいは機屋その他の中小企業との関係もバランスをとつていかなければならぬ、そういう点は私どもも十分留意しております、まあ、個々の取引のことでございますから、あまり立ち入ったことは申せませんけれども、しかしながら、関係業界で話し合いか行われる際、そういう事情をよく承知して、側面からある程度相談に乗つていくというようなことを、ときにはいたしておりますわけでございます。

○政府委員(小室恒夫君) 最近の例  
申しますと、人絹の機屋さん、これで北陸地区のですが、この經營が非常に苦しくて、これに対し中小企業の専門金融機関から、そのワクをきめて融資をすることをきめて、それから経的に機屋さんの団体その他から、いろいろと融資の申し出もあります。そなては、やはり専門金融機関をはじめて相当融資のワクを広げておるということになりますが、実は零細な商事その他になりますと、正直に申し上げて、なかなか専門金融機関、あるいは市中の金融機関にしても、手の届かぬ面があるということは、どうもそこまでいう面があるようございます。

○赤松常子君　どうぞそういうよみに、ほんとうにその点には御留意願いたいと思っております。それから次にお尋ねいたしたいことは、一昨年施設されました織維工業設備臨時措置法の中には、またそのときの政府の説明では、一般消費者及び関連事業者の利益を不當に害するおそれがないと、この条文の中にもそういう規定だ

が織屋になると、織屋の多くは中小事業場でございまして、こうした織物の段階に参りますと、糸は高い、布は安いといふようなことになつて参つておりますのです。これは私は糸を作る段階では、利潤が相当確保されているが、織屋に回ると、そのマージンが少くなる、こういうところが、私は非常に関連労働者、あるいは関連事業者においてバランスが破れていると思うのであります。こうしたものに対して、一貫した総合した対策というものを、何か根本にお考えでいらっしゃいましょうか。

私のお聞きしたいのは、糸は高い、布は安い、そういうわけで、原糸を作る事業場は、利益があるけれども、布を作ることは非常に苦しいといふわけです。こういう織維の一貫性というところにおいて、バランスが破れておると思うのであります。こういう点の御指導を、どういふうにして、いらっしゃるのでございましょうか。

○政府委員(小室恒夫君) 操縦を励行する効果をはつきり出すという面から申しますと、できるだけ元の方を縮めといった方がはつきりするわけです。

中小企業は非常に多い数で、操短を勵行すると申しましても、やはりなかなか監督の行き届かないという点もありますが、どうしても原料あるいは原糸の段階の方が強く響く、実効が上る。もちろん、私どもとしては、糸の段階と並行して、機屋さんの段階に対しても、これはただいまでは中小企業団体法でござりますけれども、これの調整組合で相当厳重に操短を勵行させ、糸と織物とのバランスがとれないようなことのないように指導しているわけであります。実際問題として、勵行の度合が違うということから、アンバランスが出てくるといふことは、ある程度いなめない事実であります。ただ、最近私は市況が回復してきて、糸、織物の価格が元に戻つておらず、その戻り方は、割合健全な戻り方であります。数字をあげてもよろしいのであります。が、非常に悪いのですが、糸の上り方と、織物の上り方というものが大体であります。それが並行してきております。三月の今ごろの時期に比べますと、機屋さん当よくなっている。むろん、一ヶ月前には非常に悪いのでありますから、それと比較して、現在非常に手放しで喜んでいるというわけではございませんが、大体綿糸、綿織物あるいはスフ糸、スフ織物、その辺は相当バランスがとれております。毛糸、毛織物の関係が、毛糸が比較的大幅に、急激に上ったというようなことで、一時的にはちょっとバランスがくずれている面もございますが、しかし概して言えば、これはそれはど悪い形ではないと感じが実はしております。むろ

ん、将来とも大企業の生産する原料分の製品の方が、バランスがとれないということであれば、いろいろな方法でこれは調整していかなければならぬ、こういうふうに考えております。

○赤松常子君　ただいま大へんよくなったとおっしゃいますことに関しまして、私どもの持つている資料は非常に悪い資料なんあります。この点において、私は入って勧告しないで、私どもの持つている資料は非常に悪い資料なんあります。この点についての質問は、きょうは時間がございませんからいたしませんけれども、一つの例を申しますと、一ヤール当りのマージンがたつた二十六円というのです。これで工賃も払わなければならぬ、運営もしていかなければならぬというような実情の資料を、私実は持っているわけなんですが、今あなた様の大へんよくなっているとおっしゃることと、ちょっと食い違っておりますことは、いつかまた掘り下げて御質問したいと思つております。

それから次に、先ほど申しました産業設備法の政府の御説明の中に、今申しましたように関連者には、関連労働者にも、関連事業者にも、不利益を被る場合がないという答弁をしばしばなされております。ところが、現実その起きております、この不当な不利益をこうむっているのは今申します首切りだ。一時帰休だという目にあつておられるのであります。まあ、労働者の方からいえば、いろいろとまた御注文もあるだらうと思いますが、私ども決してその点を軽視しているわけではありません。だから、私はその辺の実情は聞いておるのであります。まあ、労働者の方からいえば、いろいろとまた御注文もあるだらうと思いますが、私ども決してその点を軽視しているわけではありません。

それからなお、機屋の採算のことの部門等につきましては、織機の買い上げに補助をいたしておりますとか、あるいは織機の入れかえ、近代化設備を購入するようにする、これも実質的な補助をやつておるというようなことを申しますが、今のお話しのようしなじらうと、場違いの方まで入って値を上げ下げするというような弊害の出たことをいたしております。この点についてどう考えていらっしゃいましょうか、お聞きしたいと思います。

○政府委員(小室恒夫君)　織維取引所の取引において、いわゆる過当投機と申しますが、今のお話しのようしなじらうと、場違いの方まで入って値を上げ下げするというような弊害の出たことをいたしております。この点についてどう考えていらっしゃいましょうか、お聞きしたいと思います。

○政府委員(小室恒夫君)　織維取引所の取引において、いわゆる過当投機と申しますが、今のお話しのようしなじらうと、場違いの方まで入って値を上げ下げするというような弊害の出たことをいたしております。この点についてどう考えていらっしゃいましょうか、お聞きしたいと思います。

○赤松常子君　いろいろ私の点でもお聞きしたいことがありますけれども、またの機会に譲ることにいたしました。それからその次に、やはりこの不況打開の一つかつの方策といたしまして、系価の安定、織維製品の価格の安定といふことが、非常に大事な要素だと思いますのでござりますが、これが今までの不利益を与えていないとお考えなのでしょうか、いかがでございましょうか。

○政府委員(小室恒夫君)　私ども操短を勧告いたします際にも、特に労務関係において不当な整理を行わないようお願い一項目を、実は入って勧告しているような次第でござります。ただ、実際問題として経営が非常に成り立ちにくいといいますか、非常に困難な状況になりました際に、また、操短によって人がどうしても一時的に不要になるというような際に、ある程度の、まあ言葉はよくありませんが、整理とか帰休とかいうようなことがどうしても起つて参る。その際にも、できるだけ将来情勢が好転したときにはすぐ復帰できるように、あるいはそういう整理と、そこまでいかないで話を済ます、その辺の考慮は、相当経営側でも払つていてるようあります。まあ、労働者の方からいえば、いろいろとまた御注文もあるだらうと思いますが、私ども決してその点を軽視しているわけではありません。ただ、一ヶ月前に比べて好転いたしております。今後ともそういう努力を続けて参ります。

今後も市況の回復に伴つて、またそれを  
えられます。その点については十分監  
視を続けるつもりであります。ただま  
あ、そういう弊害がある一面、やはり  
繊維の正常な取引を続けて参ります  
上に、取引所の果す役割、保険作用と  
申しますか、かけつなぎと申します  
か、そういうような面、あるいはその  
他相当必要な機能もございます。過当  
投機の場にしばしばなるから、直ちに  
これを閉鎖せよ、上場を停止せよとい  
ふことは、少し行き過ぎではないか、  
そういうように考えております。

○赤松常子君 どうぞこれは本質的な  
問題でございますし、私も考えていいき  
たいと思っている問題でございますの  
で、よりよい指導をお願いしたいと  
思つております。あと二、三点でござ  
いますけれども、今業界では、輸入の  
原料を使わないで合成繊維とか、化繊  
の方面を助長をしていく、というような  
声もあるのでございますが、これが今  
またそろそろ始つております混乱、た  
とえば合成繊維がいいといえば、どつ  
とその方に傾いていく、また、これで過  
剰生産になつっていく。こういう悪循環  
が実は合成繊維の中にも現われておる  
わけでございますが、こういう点に対  
する政府の指導、見通し、どういうふ  
うにお考えになつていらっしゃいま  
しょうか。

○政府委員(小室恒夫君) 合成繊維に  
ついて、ただいまは各社が競つて計画  
している分野と申しますと、実は羊  
毛にかかる新しい合成繊維の分野であ  
ります。これは世界的に、まだ作業と  
してはきわめて初めの段階にあるので  
あります。どういう品種のものが

最も国際的に見て競争力のある将来性のあるものであるかということも、まだ確定しておらないような段階であります。で、こういう初期においては、各社にそれぞれ競争力のある程度の生産をさしていくことが、非常にいいんじやないか。合成繊維工業については、数年前から政府が育成しておられますのは、これは将来輸出産業にして一つ育てていこうという、それから綿花なり羊毛の輸入の節約になる、主として国際収支の面の立場から、それからもう一つの産業の構造の高度化と申しますか、石油化学工業等と並行して新しい工業を興して、産業構造を高度化していくこと、この二つのねらいがある。私どもとしては、むろん一時的に非常に大規模の合成繊維工業が立ちして興るということは、歓迎しておらないのでございまして、それについては調整を加えておりますけれども、しかし、今の段階でどれとどれはいいが、どれとどれはいかぬというふうには、はつきり区別して統制するということは、少しまだ行き過ぎではなかろうかと考えておるわけでございます。

○赤松常子君 この合成繊維に対しましても、綿糸、綿紡みたいな混乱の起きませんように、前もつて私適切なる御指導をぜひお願ひしたいと思つております。

あともう一点でございますけれど、この操短の問題に関しまして非常に問題になつておりますことは、国際市場において非常に過当競争が行われている、これも、私、国内の繊維の価格の不安定になつて、一つの要因だと思います。で、こういうことを、設備が多いとかうわけでございます、設備が多いとか少しとかいうことでなくですね。いろいろ

いろいろな商社の人が国外に出まして、そして同じ製品をA社は百円、B社は十五円、C社は九十円というふうに、お互いに国際的な市場に出て、出先でお過当競争をしている、これがタコが自分の足を食うように、自分で自分の首を締めているという結果になつて、ある実情は、私も二、三海外で聞いてる事実でございますが、こういう国際的な市場においてのふだんの統制と由来しまして、どうか、そういうことのためには、在外公館に商務官制度でもお置きになつて、出先でそういう監督なり統制なりをなさるというお考えはございませんでしようか、私はこれは非常に大事な一点だと思うのでござりますが、この点に対してもお考え方をどうぞお聞かせ下さいませんか。

○赤松常子君　どうぞこういう点で、おるということを取りあえず申します。

将来見通しをもつてお考え置き願い、と思つております。

最後の一点でございますが、非常輸出振興が叫ばれておりまして、從来、相当のウエイトをもつてやつてゐる産業でございますが、将来こういふ纖維産業の輸出問題は、これをどううふうに御指導なさいましょか。あるいはその今の現状はどうなつていゝか、それだけお答えいただきまして、私の質問をこれで終ることにいたしました。

○国務大臣(前尾繁三郎君) 繊維品の輸出につきましては、御承知の通り、また先ほどお話をありましたように、現在の日本の輸出品の三分の一を占めておるわけでございます。しかし、へ後に行き方として考えますと、東南アジアその他につきましては、機械類などを、現地で繊維を作るというような努力にありますことは、これまで御存じの通りであります。従つて今後の繊維品の輸出を考えます場合には、アメリカその他のいわゆる先進国に対しましては、極力高級品を作るといふことで、さらに輸出を伸ばしていくなければなりません。また、東南アジア等につきましても、化纖を向うで自給して作るような情勢になつてはおりませんが、従つてこれまた、やはり高級品をつくり次から次へと考えながら纖維品につきましては、それを輸出を伸ばしていく方向で考えていかなければなりません。まことにつきまして、それにつきま

て、われわれといたしまして、国内の織維工業というものに対しましては、今後外國の競争力に十分打ち勝ち得るよう設備を近代化していくなければならぬということが一つであります。それからもう一つは、ただいま申し上げましたように高級品を作つていく、技術指導を十分やつて、技術の向上ということを考えいかなければなりません。ことに、織維品は中小企業者が非常に重要な地位を占めて生産をしておられます。で、中小企業者のいわゆる設備の近代化、あるいは技術の向上、いわゆる体質の改善ということに努力いたしておりますのも、織維品が中心になっておるわけであります。この点は極力ただいま申し上げましたような方向で推進し、また、輸出振興の直接のいろいろな関係につきましても、ただいまお話をありましたように、ジエトロ等を通じまして、日本の織維品の宣伝に努めるということです。極力今後におきましても重点を置いて推進していきたいとかよう考えております。

○赤松常子君 最後に要望を申し上げておきます。今、小室局長からも再三おっしゃいましたように、操短の矛盾がどうぞ起きないように、強くその面に目を通していただきたいと思います。それから今大臣がおっしゃいましたように、ほんとうに中小企業の人々がこれに多く関連いたしておるのでありますから、そういう人々へのしわ寄せがこれ以上深刻にならないよう、それを、縫からも横からも、十分な御指

導とそれからこの御注意をいただきたいということとをくれぐれもお願ひ申し上げておきます。また、広く国民の立場から日本の織維産業の重要性といふものを、また将来の繁栄といふものを、ほんとうに正常化して参りますよう強く要望いたしまして、今後の御注意をさらに一そくお願ひして、私の一応質問を終ることにいたします。

○委員長(近藤信一君) それでは次に、日本貿易振興会法案を議題といたします。

○相馬治助君 一点大臣に承わりたいのですが、従来ジエトロの本部は、大阪にあつたわけですが、今回はこの法律によりますと、本部を東京に置くことに相なるわけです。そこで考えられますことは、大阪は何といつても、中小企業の多いところでありまするし、貿易商社も中小規模のものが多いのでございまして、ジエトロというものが海外事情を調査して日本の貿易振興のために資する組織であるということになれば、中小企業者は、自分の力で海外の事情を調査をして貿易をするということだが、うまく参らないといふことを考えますと、当然ジエトロは大阪のようなどころに力を注ぐべきものであり、今まで大阪にその本部があつたということも、理由のないことでなかつたと、こういうふうに思ふのです。今までの地方公共団体としてのジエトロへの協力態勢を見まして、東京都に比べて、大阪はきわめて積極的であったということも、われわれは承知いたしております。また、今

ことは、本法の成立によつて東京に本部を置くにいたしましたが、ジエトロの事業といふ面から考へて、当然大阪に重点を置くよう特段の配慮があつてしかるべきであろうと、かように考えるわけでござります。従つてそのよう期待して果してよろしいものかどうか。これに閑しまして大臣から明快に所信を拝聴しておきたいと、かよう存じます。

○國務大臣(前尾繁三郎君) ただいまの御質問に私も全く同感であります。大阪はもちろん貿易の中心でもあります。が、中小企業者が多い。従つてジエトロが中小企業者が中心の貿易振興機関であるということにかんがみまして、仕事としては大阪に重点を置き、中心として考へるべきだと思います。ただ、今まで大阪中心でありました点の欠陥は、大阪には全国的な機関がない。従つて大阪には重点が置かれますが、他の府県あるいは商工会議所あるいは商工会といふものとの連絡が、かえつてとりにくい。従つて本部としましては東京に置いて、その全国的組織

重点を大阪に置いていく。そして、的な連絡は東京の本部でとつて、こういうような考え方であります。だいまのお話のような御懸念のなうに、われわれ運営をして参りと、かように考えております。  
○阿部竹松君 午前中に野溝、挾員から触れられておつたのですが、私はつきり了解しない疑問点があります。經濟基盤強化のための遊び特別の法人の基金に関する法律案これが大蔵委員会において、わが院どころか、衆議院でもまだ成るべくならないと、こういうことにならざいまして、この法案ができるうちに、それを使う法案をきめるということは、若干邪道に触れるといふに私は判断するわけですが、このについて通産当局はどうお考えになりますか。

解説の日程もさまでございませんでしたし、相当な日数がございましたので、当然この経済基盤強化の法案が通るであろうというところで上げたかもしれませんけれども、しかし、今日の段階においては、すでに衆議院すら上つておらぬ法案でございますから、本国会ではどうして成案を見ることができないということが明白になつておるわけです。明白になつた今日、なおお金及ぶその法案が通らなくて、本法案をやはり成立させなければならぬかといふことに、私はきわめて疑問を持つわけです。通産大臣はこの大蔵委員会にかかるている基盤強化に関する法律が通るという御自信がおありなんですか。

ましては、できるだけするやかにお話しを願いたい、かように希望いたしておりますのも、そこらの考え方もあります。○相馬助治君 関連して今の問題お尋ねしたいのですが、おっしゃる通りに、貿易振興のために相当多額の金を出すということを政府が決意し、その必要上ここに法律案を出して参ったとあります。ということに対しても、たびたび私どもは、これに敬意を表しているように、触れているよう、かれわれが、わかれわれがどうしても理解に苦しんでおりますことは、ここで通産大臣に対して非常的な攻撃をするという立場でなくして、全く了解に苦しんでおりますことは、この経済基盤強化に関する法律案といふものは、その内容とするところ、私ども社会党の立場から、きわめて好ましいものと、それからきわめて好ましからざるもの、具体的に例をあげますと、労働協会法案といふものに相当額の金を出ししまして、調査研究ならまだしも、これがかなり大規模のP.R運動を行う、どうもこれは社会党の立場から

回の大坂で開かれておりまする日本本市を見ましても、あれが東京ではあの程度にまで地元の協力が果して可能であろうかというふうに考えられる程度に、なかなかよく協力をしていると思うのです。もちろん、あれが刺激となつて、次に東京で見本市が開かれるといふ場合には、東京の協力はあれ以上のものであることを期待はいたしまするが、しかし、とにかく現実に見まするというと、大坂というのは、府もそれから市も非常に積極的に協力ををしていようでございます。従いまして、私は大臣に明確に承つたいたいと思ひます

との連絡を密にとるという必要があると、かように考えまして、本部は今回東京に移すのであります。が、仕事の量、あるいは仕事の重要性につきましては、従来とまあ変りなく大阪に重点を置いていかなければならぬ、かようじに考えておるのであります。従いまして大阪には有力な役員も駐在させる、あるいはまた、人員につきましても、現状以上にこれを縮小することは全然考えておりません。また、本部の権限限も、十分向うにも権限を与えまして、そうして迅速な活動をやれるというふうにこなして、仕事はあくまでん

きますことは、たとえば農林関係の法律も通過しておるよう承知をいたしておるのでありますて、従つて、もちろん、経済基盤強化の基金に関する法律もぜひお通しを願わなければなりませんが、これもそれとまあ離れて、なるべく早急にお通しを願いたいと、こういうふうに考えておるわけであります。

は、あの基盤強化の基金と切り離しましても、ぜひお通しを願いたいことよりも、この振興会に関する考え方が、おそらくどなたもそう内容についての御異論があると私考えておりません。また、それが設立がおくれるかもわかりませんが、おくれるにしましても、いろいろ準備もして考えていかなければならぬのであります。そういう意味合いでからいたしまして、これが通らぬといいますと、貿易振興会自身に何か欠陥があるのじやないかというふうに考えられますことも、私がそれるところであります。ぜひこの振興会法とのつき

四

らいたしまするという、やや出ない化けものにおそれて、いるきらいはあるかも知れないけれども、好ましからざる金の出し方であるというところから、この経済基盤強化のための法律案にわれわれはまだ共鳴し得ない、こういう状態になつておるわけであります。なぜなら、うもつり、改善上大きな問題

あるいは日本貿易振興会の出資と、ものは、剰余金を充てるというふうな考え方で、ずっと貫いて考えて参ったわけでございます。その後いろいろな考え方ができましたて、そうして率直に言いましたら、この二つの基金を考えたのが、まあ最初でありますて、その後いろいろ農林省関係でござつて

す。ただこいねがわくば、経済基盤強化の法律もぜひ通していただきたいと  
いうことをつけ加えてお願いしておき  
ます。

○相馬助治君 それが通らなくても、  
これは通してもらいたいということで  
すね……。

河野力公君 これらも同様に強調され  
ました。

会で規法案の成立を希望するというやしげなことで、立法の府にある議員としてこれでよろしいという、あなたの自信を持った、確信を持った御回答を願いたい。それがなければ、私は嘗成者であるが、きわめて私は消極的にならざるを得ない。その点あたりを大臣の用意よくおきと頂く。

てきて参りまして、そしてそれが段階を追うて強化されると、いう意味からいたしますと、当然これらで特殊法人に切りかえるという筋合いのものだというふうに考えておるのであります。これは自民党だからどう、社会党だからどう、あるいはまた、私が通産大臣だ

題になることが、当然予想せられる親法案なんかにジェトロの問題をからませたのか、これは率直にこの経済基盤強化のための法案だとか何とかこんなものを出さずに、出さずいでなくて、これはこれとして出したとしても、私はこの貿易振興会法案に関連のある今度の財政支出というものは、別途つつきりした線で出すようにしておいた方がよかつことこう思うのです。毛、ま

も、あるいは労働省関係におきましては、いろいろな構想をお持ちになつたようになります。しかし、それもあるの基金を使うのが妥当であるということでありましたので、まあわれわれとしては、それと一緒に出資でありますても、これはわれわれの方として文句を言うべき筋合の問題点でもあります。そういうような関係で、あらう基盤法七〇法律に、

第二点は、さいぜんから、あなたが委員会の問題等においても、わが商工委員会においてこれをきめました。農林委員会においても、わが商工委員会においてこれをきめました。一切がつきい子法案をきめてしまふと、大藏委員会は何を論議するかといふことになる。大藏委員会で論議しても、あらゆる各種のこのここから出発する法案がきまつてしまつたからきめよければなりふれども、うなづく

に思うのでありますて、これはぜひ極力早い機会に、ことに今貿易振興の重要なときに、こういうふうな改正を行すべきだというふうに考えておるわけであります。従いましてそれにつきましては、一日も早い機会に御審議を終つていただき、そして通していただくということが、

して、それに対する大臣の見解。それから第二には、かりに不幸にいたしまして、この親法案という法案が通らなかつた場合においても、なおこの法律の成立を期待する理由、これについて、率直な御見解を承わつておきたいと思ひます。

のができたのであります。これがまた予算でも言われておりますように、こゝにとしの新しい考え方によつたその点を明確にするという意味で、ああいう法律ができたと思います。また、この法律の貿易振興会法案を切り離してもお通し願いたいというのは、先ほどど

の金の出道がまだ明確にならない。それでも現在の内閣がずっと続くということであれば、次期臨時国会でやるということであればよろしいが、もうあす、あさつてやのあきつてになると、国会は解散して選挙になる。そうすると内閣が全部かわるわけですよ。

大蔵委員会でそれをでんぐり返せば、また再びここで法案を審議しなければならないという矛盾が出てくるわけですが、そのあたりを明瞭にお聞かせ願えれば、これは何より幸いだと思います。

○國務大臣(前尾繁三郎君) この日本貿易振興会の特殊法人の出資という構想につきましては、実はもう以前からわれわれ考えておつたのであります。ただ、出資でありますから、過去の剩余金を使うという考え方があまり適切ではないかというふうに考えて、参ったのであります。と申しますのは、まあ臨時的な、一時的な支出でありますから、過去の剩余金を使うというのが、財政原則からいいましても適当であるといふように考えて参りまして、従つてああいう剩余金の使途につきましては、中小企業の金融公庫の出資とか、

ちよつと触れたのでありますから、かくこの法案自身は、私はそう御異論のあるところではないに、むしろ十分皆さん方の御了解が得られるというふうにも考えておりますので、これが流れたということになりますと、何かその法案の中に非常に適当でない、あるいは欠陥があつたのじやないかといふうに考へられることをおそれるのが、一点と、もう一つは、通つてきましたら、これに基いて必ずまあ今後出資も行われると思ひますし、また、それに対するいろいろの準備等も促進できる、かよう考へてゐるわけでありま

そうすると、こういう政策でいくかどうかということが、まず第一番に問題になる。あなたたちが全部残ればけつこうだが、また自民党が第一党になつても、総理大臣がどうなるかわからぬ、通産大臣がどうなるかわからぬ、そういうときに、この子法案を先にきめて、親法案を宙ぶらりんとするというようなことを、国会議員としてやつていいものかどうかということについては、私はあまり自信を持つない。前尾通産大臣も代議士なんです、国会議員として、親法案がきまらないのに、子法案だけきめて、そうしてこの次の国

振興につきましては、従来から申し上げているように、いろいろな点はあります。が、少くともこの貿易振興のいわゆる振興事業の中核体としての形式につきましては、政府がといいますか、全国的な問題でありますから、そうしてまた、政府がみずから力を入れていかなければならぬのだということについては、これはもう国民の全般的の意識じゃないかというふうに考えておるのであります。私でなくとも、この点は私の政策的な考え方というよりは、当然来るべきところに来たのだ。これがジェットロというものが自然発生的に

も、中身につきましては、一体ではなしに、切り離していくいろいろ御審議なり御修正を願うようなことになるかもわかりません。それにしましても、ぜひ出発のできるようにお願いしたいのでありますから、それを切り離しましても、とにかく、そういう方向で行くのだということは、この際にやつておいていただけますと、その準備からいたしましても、極力早い機会に発足できるこということもなりますので、切り離しても、ぜひお願ひしたいというふうに考えておるわけなのであります。



ますと、どうもこれはぐるぐる回りする、従つて何らか他にいい方法がありまして、行政指導等によりまして、

もつと安くバナナが消費者の口までいくということでありましたら、それに

ついては極力差益金も少くしまして、

安くみんなが食えるようにしたい、か

よう考へるわけあります、これ

につきましては、十分今後検討いた

したいと思います。

○相馬助治君 局長に一点だけ伺つておきたいと思うのですが、今、阿部委員が質問しました。バナナは特定物資の法律によつて律せられるのであるから、ジエトロについては直接の関連がないと、こういうふうに思いますが、現在まで輸入して參りました雑豆のよなものは、特定物資の法律にはからぬいために、かなり問題のある差益金をジエトロに取り扱わせて參つたわけです。これはいろいろ問題もあるけれども、日本の利益のために、適法がなければ、これによつてすることもやむを得ないとして、私は前の委員会においても、問題にはしまつたけれども了解いたしておりますが、この際特にジエトロ法ができる上に、局長の見解を承つておきたいことは、最近伝えられるところによると、その差益金を從来の一五%から三〇%程度に上げるということやら、あるいはまた青天井の受け付けをやるというようなことが、國際的な問題としても実に重大かつ微妙な問題であらうと思いますので、その点については何ペーセントとかといふよ

うなことを、私は差し出がましく申し出ることを、私は差し出がましく申し出ませんが、一つ善処をお願いしたいと

いうことが一点。

それから第二点は、これをその調整金を上げることによって、青天井で入

れるというようなことに踏み切れます」と、従来中小企業者、特に中小企業の輸出業者のために設けておりました特別外貨制度、これは実に私は成

功していると思うのです。通産省が今

までやつた制度のうちでは、これからいりばに中小輸出業者のために成功している制度はないと思うのですが、

その制度の妙味が全く失われることになりますので、これらの点についても、その妙味の失われないようにす

なわち第一は、ジエトロ取扱いの差益金の問題についての善処及び特別外貨制度の妙味を失わしめないというための善處、そういう問題についての局長の見解を、簡単でいいですから伺つておきたいと思います。

○政府委員(松尾泰一郎君) 雜豆につきましては、最近国内の価格がかなり高騰して參つておきますので、早急に輸入をしたい、あるいはしなければならぬという要望が、業界からあるし、農林当局からもあるわけです。そこで、その差益の率あるいはジエトロ制度でその差益金を從来の一五%から三〇%程度に上げるということやら、あるいは過去の例もござりますので、おらぬのであります、先生の御意見の通りであります、今まで最終的意見を申し上げる段階で実は来ておられたのであります、先生の御意見を十分体しまして慎重に処置をした

種の法案は当然超党派的にやるべきで

あつて、かような見解から十二条の二

号に政党の役員を入れたというように

考へるのであります、もちろん、

本法に基いて総理大臣より任命される

役員の方々は、国家的な立場からお仕

事をなされるのが当然でございます。

しかし、そのような適任者が選任され

るのは当然でありますけれども、わ

れわれ委員会におきましては自民、社

会両党共同提案をいたしまして憲法に

抵触する云々は別といたしましても、

健全なる政党政治の発展、固有の権利を

認めなければならぬと存するからで

あります。また、本法の適用に当つて

一方的な片寄った政治的行動をとるべ

きでないことはもちろんござります

認めなければならぬと存するからで



こういうことだけでなく、むしろ、これを預託をいたしまして、その基礎を確立してやつて、そうして中央、地方相待つて、わが国の中小企業の育成に努めるべきであると考えますので、さらに政府におきましては、この点を留意せられて、将来の予算措置その他の問題におきまして、十分考慮せられることをお願いいたしまして、本案に賛成の意を表するものであります。

○相馬助治君 ただいま議題となつております二法案につきまして、私は日本社会党を代表いたしまして、賛成の意思を表明いたします。

中小企業に対する信用補完制度の拡充強化をはかるために、その機構の整備に関する、中小企業信用保険公庫法案を提出し、これに關連して関係法律の整理等に関する法律案を提案をいたしました、資金難にあえぐところの中企業者のために、何らかの、幾分なりともこれに潤いをかけたいという熱意をもつて、本法を提案いたしました政府に対しましては、率直にわれわれは敬意を表するにやぶさかでございました。

しかしながら、ここでわれわれが問題としなければならないことは、かかる小部分の法整備をもつてしても、どうい救えない程度に、日本の中小企業者というものは、その企業の基礎も脆弱であり、資金の面においても、困窮を重ねて参つております。従いまして政府といたしましては、本法のようなものを積極的に出すことはもちろん、その前提といたしまして中小企業が大企業に食われるというような点を法律をもつてカバーし、あるいはまた、問

題となつておりまする事業税の免税等についても、積極的な意思を示し、しかも、本法のような提案を企図いたしました、資金難にあえぐところの中小企業者のために、いま一段の積極的な誠意をこめてほしいと念願せざにはならないわけでござります。

従いまして、そのような基本的な問題に対しまして、強く要望をいたしましてとともに、本法の改正に伴なつて、どうか提案理由説明に申し述べておりまするよう、中小企業者のために実効の上るような運営をなさることを強く期待いたしまして、本法に対して賛成の意思を表明いたします。

○委員長(近藤信一君) 他に御発言もなければ、これにて討論は終局したふとのと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(近藤信一君) 御異議ないと認めます。これより採決をいたします。

まず、中小企業信用保険公庫法案を問題に供します。本案を衆議院送付の原案通り可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(近藤信一君) 全会一致でござります。よつて本案は、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、中小企業信用保険公庫法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案を問題に供します。本案を衆議院送付の原案通り可決することに賛成の方は、挙手を願います。

○委員長(近藤信一君) 全会一致と認めます。よつて本案は、全会一致を認めます。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(近藤信一君) 御異議ないと認め、さように決定いたしました。

次に両案を可とされた方は、順次、御署名を願います。

多数意見著者名

青柳 秀夫	高橋進太郎
古池 信三	小澤久太郎
三木與吉郎	小幡 治和
椿 繁夫	相馬 助治
阿部 竹松	大竹平八郎
赤松 常子	高橋 篤

○委員長(近藤信一君) 次に、水洗炭業に関する法律案を議題といたします。これより本案の討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御発言もなければ、これにて討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(近藤信一君) 御異議ないと認め、これより採決いたします。

水洗炭業に関する法律案を問題に供します。本案を衆議院提出の原案通り可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(近藤信一君) 全会一致でございます。よつて本案は、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長の報告等諸般の手続

は、慣例により、委員長に御(一)願い  
たいと存じますが、御異議ございませんか。  
○委員長(近藤信一君) 御異議ないし  
認め、さように決定いたしました。  
次に、本法案を可とされた方は順を  
御署名を願います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○衆議院議員(渡邊惣蔵君) 多数意見署名  
青柳 秀夫 高橋進太郎  
古池 信三 小澤久太郎  
三木與吉郎 小幡 治和  
椿 繁夫 相馬 助治  
阿部 竹松 大竹平八郎  
赤松 常子 高橋 衛

ややもするとある程度企業体が伸びますと、順次これが本店を東京に移していくという傾向が非常に強いのであります。しかも、それが税金等をのがれるためにそういう行為をするというような事例も非常に多くなって現われております。こういう状態では、北海道の全体の経済基盤を強化し、北海道の総合開発を推進する上に大きな支障に相なる、こういうことが北海道関係の人々のすべての共通の考え方であります。そこで、北海道地下資源開発株式会社のごとく、国策会社の性格を持つものみずからが、現場は北海道の今後の開発に対して、かえってマイナスになるのではないか、こういう観点から、こういう背景から一つの第一点が問題になつたのであります。

次には、一つの例といたしましては、一昨年スタートいたしました北海道開発公庫、ただいまは北海道東北開発公庫と改められておりますが、当初北海道の開発のために作られましたこの公庫法制定当時におきましても、同様にその本店を札幌市に設置をいたしたわけであります。その後東北が合併いたしまして新たに法改正をいたしました機会に、東北を合せましたので本店を東京に移すに至りましたが、この場合におきましても、札幌に本店を置くという形をとりましたので、そのものの考え方方が根底にあるわけであります。この会社は、ほとんどその企業の対象が北海道における中小炭鉱あるいは中小の金属鉱山等の経済的基盤の条件の立



開発がいかに重要な問題かといふ問題は、今さら論ずることもないであります。が、戦争が終りまして、日本が徳川時代と同じくらいの範囲の領土に押し込まれてしまった後、日本の経済をりっぱに建て直していくには、北海道のようなまだ十分開けてないところの農業、工業、鉱業、水産、これらのも力を盛んに開発しなければならんということ、それで、北海道開発庁が設けられまして、それから第一次五ヵ年計画が計画されました、昨年をもつて五ヵ年終つたわけでございます。この五ヵ年計画の実施の結果を見まして、いろいろな批判が昨年出たのは、御承知だと思ひますが、八百億の金を投じながら、ほとんど開発らしい開発もできていないのではないかという声もあげられたのであります。が、第一次五ヵ年計画の時代は、基本的な施策といいますか、河川、道路、港湾というような面の基盤的な面に主として金が使われて、この上に立ちまして、第二次五ヵ年計画といふものが今度策定されたわけであります。この第二次五ヵ年計画によりまして、私どもは第二次産業と申しますか、工業の方、インダストリーの方、マイニングの方というように力をだんだん入れていこう、同時に道路というようなものもますますよくしなければ内地の道路の五分の一ぐらいしか道路網を持たないという北海道の今日の状態でござりまするから、これに力を入れるというので、ことしは、三十三年度の予算では百億余りの道路費も盛つておるというようなことで、基本的なものをだんだんよくすると同時に、私は産業に力を入れていきたい。今日議題になつておりまする地下資源開発会社のこときも、地下資源をこれから

どんどん開いていかなければならぬという立場になつておる北海道といたしましての、まあ一つの計画といふうに私どもこれに熱意をこめてやつていきたいと思ひます。今北海道は、まだいろいろな点から見ますると、不十分な状態でござりまするけれども、北海道開発厅を設けられた趣旨は、日に月にだんだん積み重ねられつゝあるということだけは私は申し上げられる、こういふうに考えております。

○阿部竹松君 北海道の開発廳長官の異動について、川村代議士は私の閑知しないところであるという御答弁でしたが、あなたたは北海道出身であり、北海道の総合開発といふ面から見ても、所管大臣として来られる開発廳長官には、非常にやはりあなたがいいと思う人を長くおつて欲しいという努力をされておつたといふうに、私は判断いたしました。しかし今お伺いすると、全然閑知をしておりませんということですから、閑知をせられないのかしないのかわかりませんけれども、私はもう少し北海道出身の方が、こういう美麗句の法案に賛成するということであれば、まだまだやらなければならぬ仕事があるといふうに判断するわけです。しかし、私はあなたに議論を吹っかけるわけじやないのでですから……。

次に、石井副総理にお伺いをしたいことは、今から一年半ぐらい前に開発府長官の、あなたたは大臣でなかつたでしようけれども、あなたの府の今までの業績について、北大の中谷博士が、数百億の金を泥の中に投げてしまつた、ということは言われませんでしたけれども、ややそれに類似するような論文

○國務大臣(石井光次郎君) ただいまも、ちょっとその問題に触れたのでございましたが、第一次五ヵ年計画が終りましたあとで、中谷教授が、北海道の仕事は金を使つたけれども、まだ何の成果も上げていないという意味のことをいろいろと述べられました。これと同じようなことがダイヤモンド誌にも載つた。で、その内容をすつと、私もその当時ちょうど北海道長官の代理をしておるときでありました。この問題が国会の議題にいろいろなりましたので、その当時よく申し上げたのであります。が、第一次五ヵ年計画といふものは、基本的な部分に非常に力を入れてきましたので、出てきたものがありませんりばつとしない。産業の発展といふものに、たとえば農業とか、あるいは水産とかその他商業といふようなものにも、数字的にいいものが特に出てきていないと、八百億の金を投じながらそれこそむだじやなかつたかという声が上げられたわけでございますが、これはただいまも申しましたように、第二次五ヵ年計画、さらに第三次五ヵ年計画と、だんだんとこの仕事、工業あるいは農業、林業、水産業といふ方面の仕事が一そうしやすくなるといふような状態になるようなる基本的な仕事を今までではやつてきたのでございまして、第一次五ヵ年計画はむだであったとは思わないでございます。ただ、いは河川もこういうようにしたいといふようなもの、そういう仕事の分量が

三〇%でなくして、六割から七割といふ  
ようなものにまで、全体的にはでき上  
らなかつたというところに、非常に残  
念なものがあつたと思うのでございま  
すが、今度第二次五カ年計画を作るに  
当りましては、さらにその基盤を強化  
すると同時に、鉱業あるいは水産、農  
林といふようなものの仕事を一そぞうこ  
れから努力で盛んにしていくといふ方  
向に向つていくつもりでやつていてるわ  
けでござります。

○阿部竹松君 五カ年計画といふ御答  
弁でございまするけれども、確かに五  
カ年計画のあつたことは私も知つてお  
ります。しかし、計画と内容とが伴わ  
ない、こういうことも私知つております。  
従つて中谷博士の論文にあつたと  
思いますが、ただいま長官の御答弁の  
中にありました通りの、八百億の金が  
八百億として成果を上げておらぬから  
問題が起る。八百億がせめて七百億分  
くらいの仕事をしておれば、批判が少  
かつたかもしれません、そういう  
問題については今後どうされるよう  
に……、今回はただ第二次五カ年計画  
で計画書だけで、そのまままで驅進する  
というお考えでございましょうか。

○国務大臣(石井光次郎君) 第一次  
五カ年計画の八百億の金を投じたもの  
が私はむだになつておるとは思はない  
のでござります。これは基盤を作つて  
いくのに、十分な基盤を作るのには金が  
足りなかつた。第二次五カ年計画は、さ  
らに今までの第一次五カ年計画でやつ  
た基盤の上に、それを強化する方法を  
講じ、そして、これを土台としては  
かの産業を起していく、第二次五カ年  
計画は産業の発展という方向によけい  
力を入れるということになり得ると、

○阿部竹松君 次に、渡邊 川村両代議士にお尋ねいたしますが、この法案の内容を読んでみますと、当然さいぜんの御説明と反対の結論が出るようになります。その仕事の性質から見て、本社を、やはり交渉相手が全部東京おるのでござりまするから、本社は当然に、法案の内容は別ですよ。この法案を承認するということになれば、本社を東京に置くという開発庁の見解が正しいと私はこう判断するわけです。おそらく北海道の白糠炭田でやるが、あるいは金山等の鉱山地帯でやるか、あるいは空知炭田においてやるか、私わかりませんけれども、しかし地下産業を、鉱区、俗に鉱業法で言われてる鉱区を持つてるのは、全部といつていいくらい東京に本社がございます。あるいは、さいぜん渡邊先生の御説明の中になりましたように、一ボーリング会社であるというようなことになると、帝国石油から機械を借りることもございましょうし、あるいは外国製品を買うこともございましょう。そういうようなことで、当然、役員の、首脳部の仕事と、いうものは、一切かつき通産省関係とか、民間の利根ボーリング、こういうところとの折衝とか、鉱区の調整とか、そういう仕事がなされる。それはとても札幌ではできない。そうすると、当然東京で一切がつさない交渉するのでありますから、北海道に本社を置くということはした通りの東北開発のあの法案の内

容と全く同じようになつてしまふといふ心配がござります。そういう点を衆議院の国土開発委員会では、どのように論議されたわけですか。

この法案は、当初北海道開発審議会にかかりまして討議され、政府に答申をいたしましたときには、これは政府資金九億円、民間出資一億円ということです。スタートをし、しかも、そういう条件を抱いて石井長官は政府の予算折衝に当られた経過があるわけであります。しかし、ついに予算の関係上、これが政府出資二億、民間出資一億という額で抑えられて、総額三億円、最初の規模の三分の一でスタートする、こういう形に追い込まれられて参ったわけであります。従つて、これが十億円もの大企業としてスタートするならば、それが規模において中央に本社を置いてやる要素はあります、僅か三億くらいの金で、東京に堂々たる陣をひいて、そうして現地にあべこべに出張するということになりますから、これはおそらく仕事にならないといふ不安感が、衆議院における両党一致の実は不安でございます。ことに、三億円のうちで一年間の入件費が幾らかかるかと申しますと、そのうちの五千五百万円くらいの入件費がかかるという数字が出て参ることになりますと、資本金の約六分の一強が入件費として年間に消費されることになりますと、この会社は現地にくぎづけをしなければ非常に危険を伴うのではないか、こういう実は不安もありまして、現在の規模でありますならば、ある限にお

京で初めから雲の上に失業官吏みたいな社長をすえてやつたり、妙な重役を持ったりすれば食われてしまう。この食われないようになつて、こういう形で一つは表わしてきただと、こういう点を御理解願いたいと思います。

○阿部竹松君 こういう法律を作るとき、熱意とかということで、それを割り切るわけにもいきませんよ。今渡邊先生御答弁の中にございまして通り、人件費が五千五百万円かかる、ことは四月一日から発足しませんから若干安いでしょうけれども、人件費が五千五百万円かかる、本年は幾らか存じませんけれども、来年は五千五百万円ばかりとかかる。ことしのかかった経費と合せれば、一億数千万円が人件費にかかるということになります。そうしますとボーリングは御承知の通り三千メートルくらいのボーリングを一本掘るに、場所によつて違いますけれども、大体七千万円くらいかかるべきで、ボーリング三本で二億円ほどどの金で人件費一億円と、二年くらいで何もお金が一銭もなくなるのですね。そういう点についてこれは石井長官といふ人が書いてございますけれども、どんづらこれにお金を出すものか、その点も疑問、それからまた、これを対

億円は集まるものかどうか、集まるとしたらどこの社とどこの社とどれだけ出すかということを、これは具体的に長官に承わりたい。それからただいま私か申し上げました通り、ボーリング三本も掘つてしまつたら、二億円の金がなくなるということは長官御承知の通り、そうするとボーリング三本掘つてあと人件費で、あとどうなるかということは私が心配でござります。私も北海道に關係がござりますけれども、北海道に金を持つていて開発していただくということには、一円の金を持つていくことも賛成であります。しかし北海道を開発する道民のためだといて美しい法律を作つて、中には北海道の道民を助けてやるといふ名で、国民の血税をむだに使つてしまふということになりはせぬかといふ心配がございます。こういう点について長官に明快に一つ御答弁を願いたいと思います。

出発しようじゃないか、しかし、それには出発し得るような状態でなくちゃならない。それには三億なら三億でやれるかといいますと、三億でやりますると、実に貧弱なもの、今おっしゃるような数字がいろいろな形で違う計算も出るかわかりませんが、いずれにしても三億じゃすぐ使ってしまうというので、いろいろ相談しまして、最低五億の金をもつて出発しなくちゃいかんじやないかということと、われわれ相談をいたしまして、結局五億の資金でいきたかったのでありまするが、それもいかず、三億といふことに最後は落ちつきまして、二億は政府関係の方から融資を受けるというようなことでやっていこう、こういうことに考えておるわけでござります。で、その出発に当りまして、九億と一億といふようないふ割合に考えておった。民間の一億が、今度二億と一億といふような割合になつて、民間としては非常に政府の力の入れ方が足りないのじやないかと、いう不安も持たれたと思うのであります、が、事情をすつかりいろいろ経過を御了承いたいて、仕事に関係を持つ、すなわち出資でもしようといふ方の間には、これでも出発した方がいいんだ、そうして将来においてまた政府の出資もしてもらようよくなこと、増資をしてもらう、というようなことも、この仕事の進行によつて考へてもらうということにして、一億円を民間で出さうというふうに、大体話が進んでお

円程度、それからそのほかの金属の会社から三千万円程度、これに関係のない一般から二千万円程度ということと話をだんだんと進めておる状態でござります。これはこの会社法案が衆参両院を通過いたしまして成立すれば、直ちに社長を選考いたしまして、そうしてその人のもとに本年出発するに当つては最小限どれだけの人間でやつていくか、だんだん仕事のふえるに従つて人員を増していく、平常年度におきましてこの仕事がたっぷり動くには、まだいま渡邊さんからお話をありましたように、五千万円から六千万円近くの年的人件費が要るのぢやないかと計算が出ております。しかしこれに対する計算は、数年後においてこの仕事が平常な状態にだんだん進んでいくようになりますと、これをカバーすることができるという見込みになっておるわけでございます。それからこの仕事をだんだん進めて参ります場合に、機械類もたくさん買わなくちゃなりませぬし、ある限度のものがなくちゃならないでございますから、それは大体今申しまする五億円という見当においての計算を立て、そうして仕事が経済ベースに乗り得るような方向に進めていきたい、こういうふうな考え方でございます。

象として民間から一億円の出資を政府がお考えになつてゐるところも、これはまことに困った法案であると、積極的に賛成してくれるところはない、そ

一ぺんにこれだけは基本的に要ると申しましても、乏しい財政でございまするから、なかなか実際問題として出しあらえないので通常でございますの

る状態でござります。民間から出一億はどういうふうなところから出るかというお尋ねでございますが、大体今まで話の進んでおりますところは、

長官が府のそれぞれのあなたの部下から報告を受けたのが誤まり伝えられてゐるが、まことに、古事記

とここで相まみえないという決意をお持ちですか。

これが、北海道の地下資源の眠つておるものを開発するのに、非常な大きな力になる第一歩を踏み出すのだと、こう確信をしてしております。従つて、この法案の通過することに熱意を持ち、予算の問題につきましても、さつき申しましてよろしく、なかなか困難な大変な

いる。ただ、政府がいよいよ法案でも通れば仕方がないから、にらまれたら困るから幾らでもおつき合いをしなければ困るだろうというふうなので、きわめて私の聞いたのは消極的なんですよ。あなたは安心感を持つておられるようですが、私は心配だから、明確にいいやつはいい、悪いのは悪いといつて申し上げている。それと同時に、大体それくらいの金で最初十億とおっしゃいましたが、最初の十億であればけつこうです。しかし、私どもは、最初の計画で十億を頭に描いて、やはりこの法案を審議するわけにいきません。やはり現実の問題を問題として討議をしなければならぬ。そうすると、さいせん申し上げました通り、人件費や機械購入費で一切終つてしまつて、石油の場合と、十本のボーリングのうちで三本当れば大体採算がとれるということです。ということは、一年ボーリングして、二年目から石油が出るのです。しかし石炭の場合、ボーリングしてから、また縫坑を開ざぐして七、八年かかるわけです。これをどうするかということなんですね。そういうことにいて、長官はほんとうに御自信がおありますか。もし、あなたのおっしゃる通りいかなければ、再び僕

（笑声）  
○阿部竹松君 石井長官はまことに淡白に御答弁されるのですが、私も、相まみえぬという点については、再び質問を申し上げる気はございませんが、ただ、実際問題として、これはとても不可能だ。方向は非常にけつこうでありますし、そういうことをやらなければならぬと思います。しかしながら、わざか三億や五億の金で、この種の仕事は絶対できないのです。もう人件費に五千万円かかってしまう。二年目には一億円だということで、ボーリングの機械一つが一億円以上するのです。そういうことになつて、ボーリング一本おろせば、さいぜん言つたように、五千

う。(笑声)  
○阿部竹松君 石井長官はまことに淡  
白に御答弁されるのですが、私も、相  
まみえぬといふ点については、再び質

うなまやさしいとは思ひません。非常にこれは力を入れ、そして、みんなが甘い考えで、すぐにでも掘れば、もう金の山へでもぶつかるような気持でやつておつたのではないかといふことを信じておりますだけに、これは力を入れて、政府も尻押しをして、こういうことをやつていかなかつたならば、私は、北海道の開発というものは、なかなか、そううまくいかない。もう山の方は業者にまかせるのだといふ形でいけば、北海道というものは、鉱業資源はずいぶんあるのだといふ上の検査と申しますか、専門家の審査

かかるといたしました。少くも今年は二万八千メートルぐらいボーリングしようというような事業計画を持つておるわけでござります。これが、会社が一つでき上つて、その責任者たちの、さらに精細な検討を求めなければならぬのであります。開発室において、あれやこれやと研究いたしました結果は、今年から直ちに、今すぐ出るわけじゃないというように考えておるわけでございます。これは御承知の上に、私は、この仕事は非常に困難だとうございますが、困難を打ち破つて、ぜひやっていくことに努力し、資金の面も、私どもは五億を基準として今年はスタートするのですが、これらの範囲において、できるだけの効

○國務大臣(石井光次郎君) これは非常にこまかい問題でありますて、数字的の問題ですから、私より、専門の説明の方が御納得いくと思いますから、明の方が御納得いくと思いますから、政府委員から説明させます。

○阿部竹松君 いや、ちょっと待つて下さい。衆議院の方が帰られるそうでありますから、あなたは、あとまで残つていわけでしょう。衆議院の方に質問いたします。両先生にお伺いいたしますが、さいぜん私申し上げました通り、本法案があなたの方を通じてきたのですから、どうしても私は、首脳部の仕事といふものは、やはり一切、東京でやる方が七〇%も八〇%も占める、こういうふうに判断するわけです。まさか、この会長さん、副会長

万円も六千万円もかかるわけですか  
ら、これは容易な事業じゃない。そ  
うすると、今でもわれわれは、資本主義  
社会だということを認めておるから、  
探鉱会社も認めておる。そうすると、  
あの人たちに補助金でもやつた方が、  
かえって政府も責任を持たなくともい  
いし、資本主義社会は競争の社会です  
から、はじめにやるのですよ。あなた  
の方で、どなたがやられるかわかりま  
せんが、あなたの方でやられる場合に  
は、これは無償じゃありませんから、  
金を払わなければなりませんし、とに  
かくボーリングの方が、かえつて安く  
つく、現存の機械をもつてやるから。そ  
ういうことになると、とても太刀打ち  
できない。半官半民の株式会社など  
で、なかなか簡単に成功するものでは  
ございませんよ。ですから、私は趣旨  
はけつこうだけれども、内容はあまり  
めちゃくちゃではございませんかとい  
うこと非常に心配するわけです。そ

の結果は、何かあるというようなことです。これは、あなたもよく御存じだと思います。たとえば日高地帯で山々が、ずいぶんいろいろなものがいるだろう、出るはずだといわれ、そうして國面上には、何が出る、何が出ない、ということが多いわ、そうしてまたたくさんの人が、これに鉱業権を設けておる。しかし、それ以上には動かない。そこをぶち破らなければならぬといふのが、今日の北海道が直面しておる一つの問題だと私は思うのであります。これはまた、あなたもよく御承知のことと、私が説明するより、よく御承知のはずであります。それで、これをやりまして、それがどうなつていいくかということは、五億の資金として始めます。二億は借り入れで始めまして、そうして、どのくらい本年度、いつごろから始められますかわかりませんが、なるべく早い機会に仕事を

果を上げるようにして参ります。  
○阿部竹松君 昔はボーリングも、浅  
かわだから、安い金額でできたでしょ  
う。今は大てい三百メートルぐらい掘  
らなければならぬ。それ以上のことを  
今後やらなければならぬということに  
なると、長官のおっしゃる二万八千  
メートルということになると、五億の  
金でも足ぬということになるのです  
が、全部ボーリング費用だけで、そろ  
したら、人件費も何も、一切の経費は大  
体どこから出るかといふ、非常にすざ  
んなあれですが、どこで一体、二万八  
千メートルというのを、大体、一メー  
トル幾らになりますか、どこできめた  
のですか。そういうことはあり得ない  
のです。五億の会社で、人件費を使つ  
てやつて、掘った金は年賃償還といふ  
ことで、すぐ回収できないわけでしょ  
う。どこでそういう数字が出てきたわ  
けですか。

の結果は、何かあるというようなことがあります。これは、あなたもよく御存じだと思います。たとえば日高地帶の山々が、ずいぶんいろいろなものが山に出て、出るはずだといわれ、そういう面の上には、何が出る、何が出ないといふことがいわれ、そうしてまた、たくさんの人々が、これに鉱業権を設立する。しかし、それ以上には動かないで、そこをぶち破らなければならぬといふのが、今日の北海道が直面しておる一つの問題だと私は思うのであります。これはまた、あなたもよく御承知のことと、私が説明するより、よく御承知のはずであります。それがどうなつていくかということは、五億の資金として始めます。二億は借り入れで始めまして、そうして、どのくらい本年は一定程度、いつごろから始められますかわかりませんが、なるべく早い機会に仕事をおこなうとしたしまして、少くも今年は二万八千メートルぐらいボーリングをしようというような事業計画を持つておるわけでござります。これが、会社が一つでござります。これは御承知の上、あれやこれやと研究いたしましたの、さらに精細な検討を求めなければならぬのであります。開発局において、あれやこれやと研究いたしましたの、私は、この仕事は非常に困難だと思いますが、わけじゃないというように考えておわけでございます。これは御承知の上、私は、この仕事は非常に困難だと思いますが、これはスタートするのであります。これは御承知の上、私は、この仕事は非常に困難だと思いますが、これらは範囲において、できるだけの努力をして、資金の面も、私どもは五億を基準として今年はスタートするのであります。これが、

果を上げるようにして参ります。  
○阿部竹松君 昔はボーリングも、浅  
かわだから、安い金額でできたでしょ  
う。今は大てい三百メートルぐらい掘  
らなければならぬ。それ以上のことをす  
る今後やらなければならぬということに  
なると、長官のおっしゃる二万八千  
メートルということになると、五億の  
金でも足ぬということになるのです  
が、全部ボーリング費用だけで、そ  
したら、人件費も何も、一切の経費は大  
体どこから出るかといふ、非常にざさ  
んなあれですが、どこで一体、二万八  
千メートルというのを、大体、一メー  
トル幾らになりますか、どこできめた  
のですか。そういうことはあり得ない  
のです。五億の会社で、人件費を使つ  
てやつて、掘った金は年賦償還という  
ことで、すぐ回収できないわけでしょ  
う。どこでそういう数字が出てきたわ  
けですか。

さん以下全部わらじばきで、ボーリングをやる現場に行くわけじゃないでしょ。そういうものは、専門の技術屋その他の人たちがやられるでしょう。区権の問題について、各社と折衝する、これは、各社は全部本社は東京ですから、北海道にいる出張先の各社の幹部に話したところで、鉱区の問題なんか、絶対、解決つきません。そうすると、勢い、全部交渉が東京でなされると、ということになると、東京に膨大なる東京出張所を設けなければならぬということになる。僕は、逆に、修正された熱意は買ってくれと言われますから、買いますけれども、中身が感心しないような気がしますが、それを両先生はいかに判断されますか。

居住し、北海道でみずから鉱区を持つている人でありまして、東京の三井とか三菱、北炭という東京の大会社は事業の対象にならないのであって、この点は事業本位になるべきだ。また、将来十億円のような予定の構想の出資が行われていきます場合においては、その場合にその状態に応じて会社の規模、機構等を整えるべきである、こう考えまして、私は修正いたしたわけであります。

ということに私はなるのではないかと思うのですがね。特に今だいぶよくなつたそうですが、開発庁と北海道の田中敏文さんとは昔は仲がよくなかつたそうですけれども、しかし今はそんなことはないようですからいいと思いますが、田中さんと交渉するということは絶対ないですね、全部東京でやるということになれば、私は西先生のお考えが正しいかもしれないけれども、私はそろは考え方ない。北海道は

融機関を通すのであって、そういう点については、普通の営業会社のように常時本店を東京に置かなければならぬという必要はない、こういう見解をとつております。

ております時価と申しますか、北海道でボーリングをいたしております会社の現状を調べまして、それよりは一割ないし一割五分程度安く見ておると、うござります。そういうことで、大体石炭においては来年度一万二千メートル、金属が一万三千五百メートル、非金属は千五百メートル、天然ガス一千メートルということで、合計二万八千メートルやりたい、大体そういうふうに考えておる次第でござります。

ということに私はなるのではないかと思うのですがね。特に今だいぶよくなつたそうですが、開発庁と北海道の田中敏文さんとは昔は仲がよくなつたそうですねけれども、しかし今はそんなことはないようですからいいと思いますが、田中さんと交渉するときやるということになれば、私は田中さんと交渉するときやるということになれば、私は田中さんと交渉するときやるといふことです。年とった方は今でも北海道を植民地といって、全部本店は東京へ置いて、もうけた金は全部本店へ引き揚げる。北海道で使った金だけ払うということで、私も全部本社が東京にあって略奪政策をやるというならば反対ですけれども、これはそういう三井・三菱とかそういう財閥会社とこれは違うような気がするのですが、その点をもう一度お伺いしたい。

融機関を通すのであって、そういう点については、普通の営業会社のように常時本店を東京に置かなければならぬという必要はない、こういう見解をとっています。

○阿部竹松君 それでは両先生に対する御質問は私はよろしくござりますからさいぜんの御答弁を一つお願ひします。

○理事(相馬助治君) 他に衆議院側に対する質疑がございませんでしたら、衆議院側にお帰り願つてよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○理事(相馬助治君) 引き続いて、政府当局に対する質疑をお願いいたします。

○政府委員(中平繁利君) 先ほどお尋ねのございました来年度二万八千メートル程度のボーリングは果してできるかどうかというような御質問がございましたので、もう少しその点につきまして詳しく御説明申し上げたいと存じます。先ほどの御質問で、ボーリングは非常に金がかかるので、果してこの程度の資金ができるかというふうなことでございましたが、私どもが計算いたしておりますところによりますと、石油の場合は非常に経費がかかりますが、石炭の場合には大体八百メートル程度掘るといったしまして、一メートル当たりのボーリングの費用は六千八百円程度と出ております。従いましてこの程度の資金でもできると思いますのですが、石炭は大体一メートル当り六千八百円、金属の場合は五千四百円、非金属の場合は三千四百円、天然ガスの場合には四千五百円というふうに計算しております。この金額は大体現在やつ

ております時価と申しますか、北海道でボーリングをいたしております会社の現状を調べまして、それよりは一割ないし二割五分程度安く見ておるということですぞいります。そういうことで大体石炭においては来年度一万一千メートル、金属が一万三千五百メートル、非金属は千五百メートル、天然ガス千メートルということで、合計二万八千メートルやりたい、大体そういうふうに考えておる次第でござります。

○阿部竹松君 そうすると、それをいつもからいつまでの間に二万八千メートルやつて、総計金額は幾らになりますか。

○政府委員(中平樂利君) このボーリングをいたします期間は九ヶ月と見ております。と申しますのは会社設立のために大体三ヶ月必要と見まして、五六、七と会社設立のために必要だと考えまして、八月から九ヶ月と、いうふうに考えております。このために必要な経費といたしまして受託探鉱のために七千九百五十万、共同探鉱のために一千五十六万、合計九千万その他の物理探鉱のために七百二十万、こういふように見ております。

○阿部竹松君 あなたのお話を伺つておつて、あなたは知らないんじやないですか、大へん失礼ですけれども、三ヶ月であれしてそんなに二万八千メートル、何カ所に企業を興すつもりですか。そういうことを、僕もよく知りませんけれども、ほとにしてまじめな論議はできませんよ。北海道で雪の五尺も降るところへ行つて、そんなべらぼうなことでできますか、あんた。

○政府委員(中平樂利君) 何カ所掘るかといふお話しでございますが、石炭

はただいま申しましたように、大体平均八百メートル掘るといたしまして十五本、金属四五本、非金属一本、天然ガス一本、こういう計算でやつておられます。

○阿部竹松君 計算はいいんですね、そうすると機械は何台使うんですか。

とてもそういうことは、天勝一座でも連れて来なければできないですよ。

○政府委員(中平繁利君) 機械は全部で三十六台使うことになります。

○阿部竹松君 私どもは通産関係のこれが、内訳を申しますと、石炭のため十台、金属二十台、非金属一台、天然ガス一台ということになつております。

○政府委員(中平繁利君) 機械は全部見といたしまして聞くのですけれども、これは非常に重大な問題だと実感されています。

○阿部竹松君 私どもは専門家を担当しておる委員としては、専門家でありませんけれども、こういう答弁ではとても不可能だ。火を見るよりも明らかだというようく判断するわけです。

○政府委員(中平繁利君) 従つて私は委員長にお願いして、石炭局長と鉱山局長に来ていただい

たが、内訳を申しますと、石炭のため十台、金属二十台、非金属一台、天然ガス一台といふことになつております。

○阿部竹松君 私どもは専門家を担当しておる委員としては、専門家でありませんけれども、こういう答弁

ではとても不可能だ。火を見るよりも明らかだというようく判断するわけです。

○政府委員(中平繁利君) 従つて私は委員長にお願いして、石炭局長と鉱山局長に来ていただい

たが、内訳を申しますと、石炭のため十台、金属二十台、非金属一台、天然ガス一台といふことになつております。

○理事(相馬助治君) やつて御質問申

して呼ばせております。その間に今要

求の鉱山局長等が来るまでに、今御出席の北海道開発庁の政府委員並びに説明員に対して御質問がございません

○理事(相馬助治君) 速記をとめて。

○理事(相馬助治君) 速記を起して下さい。

○赤松常子君 先ほど副総理にお尋ね

したいと思つたのでござりますけれども、私もちょっと北海道に参つておりますが、いろいろこの開発問題に関しての意見を聞かされるわけ

でございます。普通の民間の方がおつしやいますことも、それは賛否いろいろござります。けれども一応私どもが現場に働いていらっしゃる方からの意見といたしまして聞くのですけれども、これは非常に重大な問題だと実感されています。

○政府委員(中平繁利君) 第一次五力年計画で八百億円の金を投しまして、それだけの効果が現われておるかどうか

かとこうことでござりますが、先ほど石井長官からもお答えがありましたよ

うのが全然むだになるということで、御承知のように海が相手でござります

るございます。けれども一応私どもが現場に働いていらっしゃる方からの意見といたしまして聞くのですけれども、これは非常に重大な問題だと実感されています。

○阿部竹松君 私どもは専門家を担当しておる委員としては、専門家でありませんけれども、こういう答弁

ではとても不可能だ。火を見るよりも明らかだというようく判断するわけです。

○政府委員(中平繁利君) 従つて私は委員長にお願いして、石炭局長と鉱山局長に来ていただい

たが、内訳を申しますと、石炭のため十台、金属二十台、非金属一台、天然ガス一台といふことになつております。

○阿部竹松君 私どもは専門家を担当しておる委員としては、専門家でありませんけれども、こういう答弁

ではとても不可能だ。火を見るよりも明らかだというようく判断するわけです。

○政府委員(中平繁利君) 従つて私は委員長にお願いして、石炭局長と鉱山局長に来ていただい

たが、内訳を申しますと、石炭のため十台、金属二十台、非金属一台、天然ガス一台といふことになつております。

○理事(相馬助治君) やつて御質問申

して呼ばせております。その間に今要

求の鉱山局長等が来るまでに、今御出席の北海道開発庁の政府委員並びに説明員に対して御質問がございません

○理事(相馬助治君) 速記をとめて。

○理事(相馬助治君) 速記を起して下さい。

は、一体五ヵ年計画というものが、何を重点にきめなされたのか、現在どう

いうものが形になつて現われているのか、この点具体的にお聞きしたいと思

います。

○政府委員(中平繁利君) 第一次五力年計画で八百億円の金を投じただけの効果はあると考えている次第でございま

す。ただ問題は、第一次五ヵ年計画で

は公共関係の事業費として千三百億円

に、八百億円の金を投じただけの効

果はあります。それに対しても、いろいろ財政上の都合もございまして、

千三百億円だけの財政資金をつぎ込む

ことができませんで、結局七百七十億円、一口に八百億円と申しますが、七百七十億円しか金をつぎ込むことがで

きなかつたのであります。そのつぎ込

みます。今後はそういう困難を受ける

ことがあります。ただ問題は、先ほどの御指摘がございましたように、予算のつけ方が非常に効果的であったか

どうかということは、これは確かに疑問はござります。ただ問題は、先

おるわけあります。ただ問題は、先

ほど御指摘がございましたように、予

算のつけ方が非常に効果的であったか

どうかということは、これは確かに疑

問はござります。特に港湾、漁港でござりますが、漁港の場合は、特にひど

いと想いますのですが、非常にあわて

て着工したと申しますが、ここをやつ

たのをやつても、あすこをやつてもらい

か重點的に一つの港湾にうんと予算を組んで、一つ最後の完成まで見届けよ

うというようすで、五年々々漁港や港湾は一

年非常にむだであった。次の年は、何

おると思います。そういうことがない

ようになら重点的にやりたいと

いうことは当然考えておりますが、た

だ仕事を始めました以上は、一年か二

年やつて、次はほうつておくというこ

とになりますと、その一年、二年とい

うのが全然むだになるということで、御承知のように海が相手でござります

るございます。けれども一応私どもが現場に働いていらっしゃる方からの意

見といたしまして聞くのですけれども、これは非常に重大な問題だと実感

されています。

○赤松常子君 お尋ね

を重点にきめなされたのか、現在どう

いうものが形になつて現われているの

かとこうことでござりますが、先ほど

石井長官からもお答えがありましたよ

うのが全然むだになるということで、御承知のように海が相手でござります

るございます。けれども一応私どもが現場に働いていらっしゃる方からの意

見といたしまして聞くのですけれども、これは非常に重大な問題だと実感

されています。

○政府委員(中平繁利君) 第一次五力年計画で八百億円の金を投じただけの効

果はあります。それに対しても、いろいろ財政上の都合もございまして、

一千三百億円だけの財政資金をつぎ込む

ことができませんで、結局七百七十億円

に、八百億円と申しますが、七百七十億円しか金をつぎ込むことがで

きなかつたのであります。そのつぎ込

みます。今後はそういう困難を受ける

ことがあります。ただ問題は、先ほどの御指摘がございましたように、予

算のつけ方が非常に効果的であったか

どうかということは、これは確かに疑

問はござります。特に港湾、漁港でござりますが、漁港の場合は、特にひど

いと想いますのですが、非常にあわて

て着工したと申しますが、ここをやつ

たのをやつても、あすこをやつてもらい

か重點的に一つの港湾にうんと予算を組んで、一つ最後の完成まで見届けよ

うというようすで、五年々々漁港や港湾は一

年非常にむだであった。次の年は、何

か重點的に一つの港湾にうんと予算を組んで、一つ最後の完成まで見届けよ

う

だいままで投じた金が、それだけの効果を上げているかどうかという御質問でござりますけれども、私どもの考え方

では、金を投じただけの効果は上っておると考えております。

○赤松常子君 七十四四港の予算で、五カ年間にたつた七港を完成しているということが、予定よりもいいのですか、悪いのですか。

○政府委員(中平義利君) これは、港湾整備の五カ年計画といふのがございまして、それに従つてやつておるわけでございまして、その計画には大体合つておる次第でございます。従つて、何とか、漁港修築計画そのものが総合的にできておるわけでござります。

（カネ吉子） 総理がお手當に悪方だ  
た、あまり効果を上げていない、といふ  
言外の御意思があると思うのですが、  
今後どういうふうに改革をなさるおつ  
もりなのでしょうか。

○政府委員(中平義和君) 効果がなかつたと言外に私言つたりはございませんが、今後また、せつかく、先ほど申しましたように手をつけております港は、そのまま放り出すわけにもいきませんので、とにかく一応効果の上のような工事の仕方をしたいというふうに考えております。従いまして、何と申しますか、漁港としての効果を発揮するような仕方で、いきたい、こう考えておる次第でござります。

○赤松常子君 私漁港のことは、一つの例にとつただけのことであって、こをあまり重要に、ああだ、こうだと言いたくはないのでござります。私の言いたいのは、縫花式にちょびちょびと、ごくわずかな予算を組んで、一年

間たつたら、またそれが縊くずれになつてしまつて、何の役にも立たなかつたということの御反省がないかどうか、これをお伺いしたいのでござります。

○政府委員(中平篤利君) その点につけましては、将来は大いに考えたいと思います。将来は大いに考えたいとは考えております。ただ、何度も申し上げまして恐縮でございますが、せつかく工事を始めたのに、一年たつて見ると、何にもならなかつたというようなことは、私ないと考えております。その点だけお断わりをいたしておきます。

○赤松常子君 五ヵ年計画では、重點的に何からなさるおつもりで、どういう序列をつけておきめになつたのですか。

御承知のように、今度第二次五ヵ年計画というものを作りましたから、第一次五ヵ年計画の方では、産業基盤の整備ということに重点を置いておったわけですが、それが六〇%程度しか金も投資されなかつたし、効果も上らなかつたというでござります。今

○政府委員(中平築利君) 第二次五カ年計画におきましては、後第二次五カ年計画におきましては、産業基盤の整備のほかに、それを完成するとともに、さらに第二次、第三次産業にも力を入れていきたい、具体的に申し上げますと、先ほど申し上げましたような道路、港湾とか、そういう他の産業も発展するような力を入れていきたい、こういうふうに考えておる次第でござります。

○赤松常子君 産業もいろいろございますが、重点的にどういう序列をお考えでしようか。

年計画というものは、そこまかく序列をつけてやつておるような、そういう計画ではございませんので、ただ、第二

次、第三次と申しましたのは、北海道に  
ふさわしい産業、ただいまあります地

下資源問題なんかも、その一つでござりますが、そのほかに、さらに北海道においておりますテンサイ糖工業とか、木材関係、これに関係いたしまして、製紙業、そういったものとか、それから地理的条件を利用いたしました鉄工業、そういったようなもの、主として第二次産業でござります。それに力を入れたい、こう考える次第でございます。

五十九年四月の第一回は、河川の改修に二年目  
くとか、あるいは河川の改修に二年目  
は置くとか、そういうことがほんとう  
に考えられているかどうか、計画的に  
考えられているかどうか、それが大事  
な点なんで、それをお聞きしたいので  
あります。

〔速記中止〕  
○理事(相馬助治君) 速記を復活し  
て。  
○政府委員(中平榮利君) 第二次五力  
年計画の重点事項について御説明申し  
上げますが、結局、農業、林業、水産  
工業、電力等について、それぞれ計画  
を作つておるわけでございます。農業  
生産におきましては、昭和三十年度に  
対しまして、大体一三六%に持つてい  
きたい、もう少し詳しく申し上げます  
と、耕地は大体一割増、米が二割二分  
増、乳牛が、これは非常に多くなり  
まして、十八割増こういうふうにし

たい。林業生産におきましては、素材が、数字で申しますと、二千百五十万石を二千百七十七万石に持つて、いきた

が、このあえません理由は、昭和三十  
一、これは一%しかふえておりません

年度の生産額というものが、風倒木の関係で非常に臨時に生産額があえております。従つて、平年度に引き直してみますと、かなりの増になる、こういう次第でござります。水産関係におきましては、水揚げ高で二割増、鉱業におきましては、たとえば石炭の場合、七割増、工業生産におきましては、先ほど申しました鉄が十六割増、紙が九割増、アンモニア系肥料、肥料は先ほど申し上げませんでしたが、これも重点的にやりたいと考えておるわ

トは十三割増、非常に割合をふやしております。電気が七割七分の増、こういうふうな形に持つていただきたいと考えておる次第でござります。ただ、これは産業一般について言つたわけでございまして、ただいま申しました中には、直接國の方で資金を投ずるもので

○理事(相馬治助君) ただいま石炭局長村田君がお見えになつております。赤松常子君いろいろ伺いまして、大へん広範な仕事だと今さらのようになつて、私痛感いたしますが、それにいたしましてもどうぞ第二次五カ年計画は、第一次五カ年計画のその失敗あるいはその欠点を補うて、ほんとうにむだのない御計画を進めていただきたい。どうぞ多額な費用を投じてやるのでござい

ますから、非難のないようにお進めい  
ただきたいということを要望いたして  
おきます。

○理事(相馬助治君) 福井鉱山局長も見えました。

○阿部竹松君　さいぜん開発庁の本法案に対する質問の中で、いろいろ御計画の中に、来年の三月まで、本法案が成立すると三ヶ月間会社を設立するのにかかりまして、あと九ヶ月、つまり来年の三月までに二万八千メートル掘る、こういう御計画をお聞きしたのです。そこで、趣旨は非常にけつこうであるけれども、どうもさむらいの商法のようなにおいがするわけです。ですから、専門家である石炭局長のお立場と、それから鉱山局長のお立場で、雪

の冬に、二万八千メートル掘るという御計画が、僕はどうも机上プランではなからうかと心配するのですが、専門家のお立場でそんなことができるかどうかということをお聞きしたい。

○政府委員(村田恒君) 北海道におきます石炭鉱業のこれまでのボーリングの実績、三十二年度の実績を申し上げますと、ボーリングの長さが大体四万メートルから五万メートルの間の、これは実績でございます。しかしこれはすでに、ある程度のボーリング能力を持つておりますて、また同時に、これまで石炭鉱業に従事して参りました専門の業者がやってきた実績でございます。ところでそれならば、これからスタートする会社で二万八千メートルのもの、が、特に九月以降になりますと、もう

非常に作業が困難でございますが、それができるかどうかということは、いまの実績から申し上げますと、技術的には不可能ではないと考えられます。が、要は、会社がいかに早くスタートして、いかにボーリングの能力といふものを備えるかということにかかるのでないかと考えられます。

○政府委員(福井政男君) たいたいが石炭のボーリングにつきまして石炭局長からお答えございましたが、石炭以外の金属、非金属、天然ガスについて見ますと、三十一年度、三十二年度の実績を見てみると、大体五万六千から五万八千メートルくらいの実績を持つておるわけでございます。まあこのうち、今度できます会社で負担するであろう、こういうふうな分野になるものが相当出て参るわけでございますし、専門の会社ができまして大いに積極的に地下資源の探査をやっていくということになりますと、この事業計画に出ております二万八千メートルといふものにつきましては大丈夫ではなからうか、こういうふうにまあ私どもの方では見ておるのでござります。

中ではありますから、数里も山奥に入つてやるのですから、そういうことは不可能だと、常識的にも判断されるでしょう。これから会社を設立して、冬をかかえてほんとうに大丈夫なんですか、鉱山局長。

○政府委員(福井政男君) 従来の実績から見まして、同じような条件でボーリングをやっております実績が先ほど申し上げたようなことになつておるのですが、まして、それから見まして大丈夫である。こういふうに私どもの技術者は見当をつけております。

○阿部竹松君 そうしますと、今度は開発厅の方に聞きますけれども、大体必要とする機械はどこからお買いになるのですか。

それからもう一つ、さいぜんのあなたのお話によると、来年の三月までにおつしゃつたが、衆議院の方の答弁とおされた速記録を読みますと、冬は北海道は雪が降るからよそに働きに行くと、いう答弁をされておりますね。そうすると、全然衆議院における答弁と私に對する答弁とは違うということになりますか。

○政府委員(中平繁利君) 機械の購入先是、国産機械を使いたいと考えておりますが、どの会社から買うかということはまだきめておりません。

それから冬季の問題でございますが、衆議院において私が申し上げましたことは、冬季の雪が降つて仕事ができにくい場合があるかもしれません。ということは申し上げましたが、ただ先生ほど私が言いました計画の何メートル

掘るという問題は、九ヵ月間にこれだけ掘るということを申し上げた次第でございまして、何月に幾ら掘るというわけではございませんから、会社ができましたから九ヵ月間にこれだけ掘るということを申し上げた次第でござります。従つて、雪の降ります冬季も含めてという意味で申し上げました。衆議院の説明と別に矛盾しておるわけではありません。

○阿部竹松君 私は、あなたのあげ足をとるわけではございませんが、あなたが指を折つて会社設立に三ヵ月、それから九ヵ月で来年三月と速記録で出しておりますよ。今の答弁と違う。そんなのつゞきのつどの答弁をしてもらつちや困りますよ。僕はあげ足はとりませんけれども、あとで速記録をこちらなさい、そういうことになりますよ。

二回目の答弁でよろしくございます。そうすると、大体五億円の金で仕事が完成するのは何年ごろになるのですか。つまり、機械購入費が幾ら、二万八千メートル掘つて、あなたの計算と、私の計算で幾らやつても、私はあなたのように安くできない。機械を購入して、北海道の山奥まで持つて行って、人件費を五千五百万円ずつかけ、とにかく五億円の金がなくなるときがきますね。同時に、五億円の金では二万八千メートルしか掘れないのですか……そういう点をお聞きいたしました。

○政府委員(中平繁利君) 御質問の御趣旨がよくわかりませんが、どういうわけでござりますか。結局二万八千メートル掘りますというのは、三十三年度で二万八千メートル掘りたいということを言っておるわけでございます。

○阿部竹松君 質問が悪かつたかも知れませんけれども、あなたが五億円の資金で出発するというのは、本年度は、本年度というよりも来年度にかかるようですが、本年度計画は二万八千メートルで、それと同時に、また、三十四年度は一万五千メートルとか二万五千メートルとかいうことになるのでしょうか。それから、機械は何台購入するといふ予定は全然立てんで、二万八千メートルと、人件費の五千五百万円だけでは出資しておるのですか。そういうことでござらないでしよう。それに関連した、会社から、理屈は抜かして、まあ一億円出してもらつて、政府が二億円出しますと、それから二億の融資を得て五億だと、副総理がさいぜんおっしゃつたじやないですか。それをどういうふうに使うかということです。

円の入件費というのも、そこに含まれておるわけでござります。大体、これで五億円は昭和三十三年度に使うと、いう計画でございます。

○阿部竹松君 どういうふうに質問すれば御理解願えるかわかりませんけれども、まあ機械買うのもそういう三千メートルぐらいの機械は、四千万円ぐらいしますよ。そうすると、一ヵ所に何ヵ月掘るかわからぬけれども、少くとも、ともかく二千メートルのボーリングをするということになりますと、一ヵ月ないし二ヵ月かかりますよ。そうすると、機械一台か二台しか買えぬということになりますんか。

○政府委員(中平榮利君) 先ほど、しろうとだというお話をございまするので、私から御説明するのは非常に僭越だと思いますと、石炭を例にとりますと、大体平均して八百メートル程度のものを掘りたいと考えておるわけでありまして、このために必要な機械といしましては、一台当たり一千三百八十万円、これを十三台買うと見ております。従いまして、ただいまおっしゃいましたことは、一ヶたぐらい違うことになりますが、これは必ずしも机上の計算だけということではございませんで、専門家の御意見を聞きまして計算いたした次第でございまして、相当な機械は買えると考えておる次第でございます。

○阿部竹松君 それは、八百メートルぐらいのボーリングの機械は、今より十年前ならいざ知らず、今は、あらゆる所で二千メートルぐらい掘れる機械でないとだめだ。とにかく、B29が飛んでくるときに竹やりを持って向つたものだが、そういうようなことでは、探鉱

会社にも個人会社にも笑われますよ。そういうことになると思うのです。あなたは、どこからそういうことをお聞きになつたのですか。僕は、こう言うのは失礼ですが、実にしろうとが判断してもわかるようなことを、ぬけぬけと答弁されんで、もう少し核心をついで、こうこうこうやるのだという、現在に当てはまつた数字と内容を持った御答弁をいただかなければならぬ。

○政府委員(中平繁利君) 私が申し上げますのは、まあでたらめでもございませんで、この案を作りますときに通産省の石炭局の方にもお手伝いいただきまして、それから、それを通じまして専門家の御意見を聞きましたし、また、現在ボーリングをやっております会社の御意見も聞いてきめたわけでありまして、まるきり机上の空論であるとは考えておりません。

○阿部竹松君 そうすると、確かにこの解説書に、北海道開発庁と通商産業省鉱山局と石炭局と書いているから、三人の集まつた文珠の知恵だと思います。しかし、それはそれとして、その石炭局でも、そういう種の仕事をやるのですね。そうすると、北海道開発庁は、これは石炭局と一緒にやつた方がいいということになるのだけれども、しかし、それはなわ張り争いであって、これはあなたに質問するのは酷であつて、石井さんに聞くのが当然なんですが、全然しろうとの方がやられるということでは、かえって国費をむだにする懸念がある、有効に使えないという懸念が起きるようと考えるのでですが、その点はいかがですか。

○政府委員(中平繁利君) 権限の問題になると思いますのですが、もちろん

この仕事は、本来ならば、通産省でやりになる仕事だと思います。ただ、北海道の総合開発という面から見まして、開発庁が音頭をとつてやつた方がいいと考えまして、作ることになった次第でございまして、従つて、事業執行の面では、内閣総理大臣と通商産業大臣の共管になっておりますし、通産省とは密接な連絡をとりながらやりたいと考えておりますから、御懸念のような点は起らないと思います。

○阿部竹松君 音頭をとるのはけっこうです。大いに賛成です。しかし、音頭をとるだけであつて、仕事は通産省に専門にやつてもらつた方が成果があると思う。さいせん、委員長のお話を承ると、あなたは通産省の次官の次に偉い方だそうですが、通産省の次官の次に偉い方がよくわからないのですから、まして知るべし、推して知るべしです。こう考えますが、そういうことはどうなんですか。私は、これを通産省にやつてもらつた方が、これは一切の、通産省は、今度は、炭石鉱業合理化法案の改正によって、大臣の命令で鉱区を自由にできる権限があるのでですから、そういうことも含めると、通産省がやつた方がよろしいと、さむらいの商法は失敗するぞという結論になるのですが、これはどういうふうになりますか。

○政府委員(中平榮利君) これから監督の仕方によつて変つてくると思ひますが、私どもは、まあ何も知らないことについて口を差し入れる気持はもちろんございませんので、先ほども申し上げましたように、総合開発という面から監督したいと考えておる次第でございまして、技術的問題等につき

○阿部松居 まあ、それはそれでわかりました。その次にお伺いしたいことは、大蔵省関係ですが、今申し上げました通り、二万八千メートル、その後に二万六千メートルまでいくかどうかの答弁では、「これはいける」というお話をですから、こういう八百メートルくらいしかの能力がない試錐機械、これを現在北海道を持っていても「一ヵ所は間に合うかもしません」とか二ヵ所は間に合うかもしませんが、ほかは全部間に合わぬと思うのです。それ以上の機械を各社が持つてやっているんですから、各社が持つている以上のボーリングを政府が金を出してやらなければ、各個人会社が持つてやるボーリングより悪い——悪いと言つたらちよつと表現が違うかもしませんけれども、企業会社より能力もないボーリング機械を、政府のお金で買って持つていっても、中小の小の部は、一つか二つあるかもしだぬけれども、ほかの探鉱会社は全然相手にせぬという機械になるのですね。そういうことを私は心配する。そうしますとボーリングを、買ってやつて、これはお金を回収するのですから、うまく当ればいいが、当らなかつたときには、一切がつさない国費の欠損ということになる。その点いかがですか。

ないような向きに対しましては、非常にこの会社はありがたいものになるのじやないかと考えて、利用価値はあると考えております。

なお、当らなかつた場合にむだにならぬじやないかというお話をございますが、この会社のやりますことは、探鉱と、受託探鉱と、付帯事業となつておりまして、探鉱というのは、自分で鉱業権を取得してやつてゐるのでございますが、これは御承知のように、非常に危険な事業でございますので、当らない場合も考えられます。それから共同探鉱の場合は、共同鉱業権を設定いたしまして、まあ契約によりまして異なるわけでございまして、これは契約の内容によりまして、当った場合、当らなかつた場合、どういうふうに代金の決済をするかきめればいいのでございまして、契約をいたします際に、十分に注意をいたしたいと考える次第でございます。第三に、受託探鉱の場合、これは請負でやるわけでございますから、当つても当らなくとも、一メートル当たり幾らという契約をいたしまして、それで掘りたい。こう考えている次第であります。それで、どの程度が危険性があるかということでございますが、先ほど申しましたように、自営探鉱の場合は非常に危ないわけですがございますから、さしあたりこの会社の基礎を安泰にするということでおきまして、実際のところは自主探鉱といふものは、初めのうちはほとんどやれないと思ひますから、受託探鉱に重点を置く。従つてこの事業計画におきましても、九割近く受託探鉱でやるといつழりでござります。

にまことに失礼なことですが、お尋ねをして、法案審議の進行上御回答願つておきたいと思うのです。先ほどから同僚委員が質問いたしております際に、この数字に関連してお答えしなければならないような場合に、手元の資料をもつて参考されて、答弁される際にかかり時間もかかるておりますので、あるいはあなたがこの法律案を作った中の方でなくて、何らかの都合でそこにおすわりになつていて、そういう質問を受けることが御迷惑な立場なのかもどうか、これを率直に承わつておいた方が私はよいと、こういうふうに思ふのです。なぜこういうことを申すかと申しますと、この種の法案が出来ます場合に、通産省の場合にはかなり具体的な資料をわれわれに配付するし、従いましてわれわれはその資料に基いて聞くから、答えられる方も突然数字をあげて説明しなければならないことがあります。なぜかといふと、先ほど来阿部委員、赤松委員の質問のようになつてきているところです。そこでお尋ねすることは、総務監理官というのは政府のこの職員録から見ますと、あなたの名前は次官の次に書いてあるわけなのです。ですが、こういうふうな法律案を作つたあなたはその当事者であるのかどうかということが一つと、それから次に、この法律が成立してこの開発会社ができるまで、直接監督をする担当官はだれなのか。それは開発会長官ですと言えど話はそれつきりですが、そうではなくて、具体的に、たとえば通産省の場合には通産大臣という答えではなくだれなのか。それは石油のことですから石油局

か、鉱山のことではあるけれども保安局長に關することだから、それは鉱山局長ではなくて鉱山保安局長だとかというような、直接担当する責任者がはつきりしているわけなのですが、そういう意味でこの法律案ができましたと、直接監督するのはだれになつてゐるのですか」と、この二つですね。こればかりは全くわからないから聞かしてもらいたい。

それから、事のついて私はほんとに質問がありませんから、第三点として中平さんに尋ねておきたいのは、この法律は通産省の意見も聞いて、そしてあなたたちも真剣になって、阿部委員の言葉を借りれば、三人集まって文珠の知恵でもってこれを作った、そして本店を東京に置くというにもかかわらず、衆議院が札幌市だと、こういうふうに直した。他院を批判するわけではないけれども、国会議員なんかもときには気まぐれで、こういう修正案などを出すことがないではない。まことに失礼な言葉であるけれども、衆議院は今正常の状態でない、そういうような状態のときに、こういう修正案をやられて、実はこの提案者としては、はなはだ迷惑だということもあり得ると思うのです。その場合には衆議院を、立法府をあれこれ批判するということは、あなたたちは好まないところだと思うのですけれども、私は現実を聞かしてもらいたいと思うのです。なぜこういうことを聞くかというと、この会社の性質上通産省等と連絡をしたり、他の関連会社と連絡をしたり、非常に中央政府と交渉をしなければならない事務が多いと思うのです。その場合に、本店

人の者を置いて、そうして東京の分店とか支店が知りませんけれども、そこに方がないから置いた。ここには二、三の者を置いて、それで修正されたからと、衆議院によつて修正されたからと、いうので本店を札幌に置いてみた。は膨大な人を集め置くというようなことになると、この衆議院で修正しなければいけない、札幌に直しても、それでも差しつかえないというなら、それでもよろしく、率直な御見解を一つ承わっておきたいと思うのです。

○政府委員(中平榮利君) お答えいたしますが、最初の御質問で、私がこの法律案の立案の当事者かどうかといふ御質問でございますが、それにつきましては私の立場を少し御説明しなければなりませんが、次官の次に私の名前がありまして、私が北海道開発庁の事務局の全般につきまして、まあ総括の仕事をしておる立場でございまして、何と申しましようか、まあ普通の大蔵省とか通産省と、いふような官庁と比べますと、官房長のような立場ではないかとも思ひます。これは私の見解が間違っているかもわかりません。そのほかに主幹といふのが二つございます。この主幹も課長と同様扱いになつておりますが、そうしてそれれ分担がございまして、この北海道地下資源開発株式会社の立案は桑原王幹、これは人の名前をあげるのではなくてありますけれども、主

監理官といふものも、この法律案につきまして責任を持つております。ですから非常に説明しにくい立場なんですが、少し言い過ぎかもしれませんけれども、多分主幹とか企画室といふものの立場で、ほかの省では、局長に当ると云ふ方が、これはしかられるかもわかりませんが、そういうふうな仕事をしております。

監督する担当官はだれになるかということでございますが、これも今申しますと同じような趣旨で、主幹室と申しますか、昔は経済課と言つておりますが、まことに、経済課と言つた方がわかりやすいのですが、経済主幹の者が実際には監督の事務をとるわけではありません。しかし私も責任がないわけではありません。

それから第三の御質問で、この法律案を作るように通産省とよく相談しながらお話をございましたが、もちろんこれは共管にする法律案でございまして、御承知のように北海道開拓庁は非常に人が少いのですから、とても手に負えないという状態であります。が、その手の足りないために通産省の優秀の人を書いていただきまして、一緒に作業したような次第であります。共同の立案でございましたから、御承願います。

それから、衆議院で本店を札幌に置くというふうに改正されたことについての意見はどうかという御質問でございますが、これは当初はもちろん先ほどの御質問の中にもありましたよ

械の購入とか資金の調達、その他にいろいろなことがあればお手伝いをさせていただきますが、東京に本店があつた方がいいんじゃないかとおもって事業を北海道でやるのだから、便利であると考えまして、本店を東京に置いて、東京に支店を置く、そうして中央との折衝その他に改正されました。どちらも理あると思います。ただ当初私どもの考えました点では、この会社の人間は大体五十五名とお手元に差し上げました参考資料に書いてございますが、五十五名くらいで発足したいと考えましたときには、二十名程度東京に置いて仕事をしたい。従つて本店の機構としては割りに小さいものでございます。これを本店が札幌となりますと、二十二名というのは、感じとしては少し多過ぎるのではないかと思ひますので、少しじ滅することになるかもわかりませんが、初めの案いたしましては、あざり東京に多くの人間を置くことを考え方をしておりません。非常に優秀なスタッフを置いて、中央折衝に必要な人間を置くことを考えた次第でござります。むろんどつちかといえば、形式的の案をやらないかと考えるのであります。しかし、これがどういうよくなにお本店を置いたらどうしても困るというほど強く、私たちは考えていない次第です……、鉱区が方々に散らばつてゐるところです。

○政府委員(中平榮利君) 共同鉱業権を設定してやるという場合は考えます。共同經營ですが、これをちょっととか思いますが、請負でありますと、当たるのは、あまり資力のない会社申しますか、資力のない鉱業権者が多いと思いますが、請負でありますと、当たっても当らなくとも金を払わなくちゃならない。それではたまらない。従つて、当らない場合はなるべく損害を少くしたい、当った場合はしかしだいでもうけたい。しかし、金もないから自分でやらねといふような方があれば御相談に応じてやりたい、こういふふうに考えております。

○阿部竹松君 共同經營ということは、そうしますと、あなたの会社と言つてはちょっと悪いんですが、たゞ言つてはちょっと悪いんですが、たゞ言えば監理官が北海道開発株式会社の社長さんだとしますね。そうするとあなたの会社と、北海道にある探鉱会社と共にボーリングをする、こうじ意味ですか。

○政府委員(中平榮利君) ボーリングはこの会社がやるわけでございまして、結局鉱業権を設定すると、鉱業権を持ち分として持ち合うのですね。それを権利を半分ずつにするか、あるいはその会社が三分の一持つて地元の会社が三分の二持つかということは、これはその際の契約の内容によるわけですが、ございまして、ボーリング 자체はその会社がやることになつております。

○阿部竹松君 そこがよくわかりませんが、だれとだれがどうやるのですか。甲と乙、甲がだれで乙がだれかということをお伺いしてゐんです。

○政府委員(中平榮利君) 甲が地下資源

Digitized by srujanika@gmail.com

源開発株式会社でありまして、乙が從  
来鉱業権を持っておった鉱業権者であ

○阿部竹松君 そうすると、共同経営であるから、失敗しても相手の会社は……、甲が地下資源株式会社である、乙は何何鉱業者であるということでも、共同でやつて失敗しても、結局欠損はあなたの方だけで持って、相手の方は損しない、こういうことになるのですね。

○政府委員(中平義利君) それは共同鉱業権を設定する際の甲と乙との契約の内容によるわけでござります。従つてそういうふうな取りきめをすればそ

うなりますし、あるいは違った取りきめをする場合も考えられないことはございません。一がいには言えないわけでござります。

○阿部竹松君 一がいには言えないといつて、一がいではなくどうなるか、そこらあたり明確に教えていただきたいのです。いい悪いじやなくて、どう

言えないじやなくて、甲と乙でボーリングをやる、費用が一千万円かかつた、その場合にだれがその負債を負う

ことになりますかと、こういふきわめて単純な質問なんです。

て、お互に半分ずつ損をしましよう  
ということにしてもいいわけでござい  
ます。あるいはあまりひどいから、一  
割はもとの鉱業権者が負担して九割は  
会社が負担しましようという契約をし  
てもいいわけです。当った場合には、  
その共同鉱業権を第三者に売却して処  
分してもうけて、そのもうけを半分ず

つ分けましょうとか、あるいは三分の一を会社が取つて鉱業権者が三分の二取りましょうという契約をしておる場

ると結局それだけずっと、現在で言うと、政府の二億円から食っていくということになるのですか。

五%，共同探鉱の場合事業費の一〇%受託探鉱の場合当つても当らなかつても代金をもらうわけですから、危険負担のあることはおかしいようですが、相手が当初の契約と違いまして資力など

思います、三十社程度ありますが、これ以上ふえて来年ボーリングの実績が上るというふうに考えられませんので、そのためには政府資金を、どうしてでもこういった会社を作つてやりたいと考えておる次第でござります。多

額をどうしらべるか分けるかといふことは、両者があらかじめ契約によつてきめることで、「がいに申せません」という言葉でまことに迷つたと思いますが、そういう契約の内容によるわけですが、いまして、三分の一取るとか三分の二取とか、二分の一取とか、

のです。従つて掘つた結果いかんにかかわらず、一メートル掘れば一メートルの代金をもらうのです。従つて資本金を食うということはその点ではないのです。請負の場合は、  
**○阿部竹松君** 請負の場合ではなくて、私の言わんとするのは、さいぜん

少でも危険の伴う事業では、民間資金だけに頼れないということから、こういう会社を作るようになってるのであります。

○阿部竹松君 石炭局長お帰りですか、ちょっとと私お聞きしたいのです。が、租鉱権で掘つておる事業所と、鉱業権でやつておる山といろいろございますね、そこで北海道の中小炭鉱で、

○阿部竹松君 内容そのものはわかります。そうしますと、請負でやつた場合には、当ろうが当るまいが取る、そういうことです。そうしますと、あなたの方は原価計算でいくんですか、何でいくんですか。

ら、あなたの御答弁によると、当たった場合一割あるいは五割あるいは八割というそのときの約束によつて、今明確に規定してございませんとおっしゃるゝと、それはそこで理解ができるのです。そうすると、請負の方は当つても当然でも取るのであるから、これは間

たる営利会社であつて、何ら變りはない  
いということになりませんか、当らなか  
かつた場合も見てやるということをでき  
ればいいけれども、危険負担をかぶさ  
てしまつてあれすると、純然たる名害  
ともに株式会社であつて、政府が出来事  
者になつてゐるにすぎない、こういふ事  
ことになるのですね、当らなかつたと

鉱業権を現実に、名実ともに持つてやっているところはほとんど、少いよう聞いておるので、この点はいかがですか。

○政府委員(村田恒君) 今仰せのよう  
に、中小炭鉱につきましては、完全な  
鉱業権でなくして、大手から租鉱権を  
もらいましてそしてやつておるもののが  
相当数が多うございます。

わけでござりますか、六千八百円程度の請負単価でやりたいと考えております。この金額は先ほど来申しました通り、現在の市価を調べてみまして、

場合があり得るのです。そうしたら、らなかつた場合、原価計算ですから、何%当りませんぞというので、当つたコストにかけておくなら別問題です。

○政府委員(中平榮利君)　ただいま御指摘の点は、ちょっと私たちは考えが違いまして、北海道の現状から見まして、放任しておいてはなかなかボーリーですか。

○阿部竹松君 そうすると、中小炭鉱が掘つてもらいたいと言つても、大手が鉱業権を持つておるから、そこでボーリングをおろすことができない。それと同時に、大手がやろうとすれば自分の機械で自分でもつて、さいぜんの御説明で、八百メートルしか能

やる場合はたとえばボーリングでも日本のあそこは一番大きいんですね。  
か……。当った当らぬ抜きにちゃんと  
もらうことになつてるんですね。そ

○政府委員(中平榮利君) 確かにおつ  
しゃる通り請負の場合はいいとして、  
その他の場合當らなかつた場合は欠損  
になる場合でござります。その場合実

ような、要するに北海道の地下資源開発の誘い水となるような事業をするといふ考えで地下資源会社を作った次第でございます。非常にもうかる仕事なればほつとしても民間の方御自分がおやりになります。非常に危険な仕事をでもありますし、現在以上に——現在ボーリングをしておる会社もあると

は千五百メートルぐらいい能力を持つておる。これではてんどうにもならぬということに石炭局長なりませんか。

をやつておる中小炭鉱については、ただいまのお示しの通りだと思いますが、それ以外にも独立の鉱業権を持つてやつております。中小炭鉱も相当ござります。それらにつきましては、本会社のボーリング能力を利用していくということは、それは中小炭鉱にとって相当の利益になる、そういうふうに考えられます。

○阿部竹松君 局長のあとの方でおつしゃつた中小炭鉱ですね、そこでやつておるのは二つ三つしかありませんよ。それからメタル山もそうですよ。自分でやつておるのは二つ三つしかありませんよ。あとは顕微鏡で見なければわからないようなのばかりで、請負はやつても金を払うことはできませんよ。それは顯微鏡で見なければわからないようなのばかりで、請負はやつても金を払うことはできませんよ。あとは顕微鏡で見なければわからないようなのばかりで、請

ばわからぬ。それはおそらくこの開発会社は乗り出すわけにはいかないでしょ。それには僕はきわめて不安定であり、全然問題にならないと思うのですがね。局長はたくさんあるようなことをおつしやつたが、こういう一つ一つ名前をあげてもわかるくらいです。

○政府委員(村田恒君) これから北海道の石炭の開発といふものは非常に重い役割は果してもらえるものと思ひます。その場合において大手のものといえどもボーリング能力といふものは、日本全体としては必ずしも十分でない。従つてこの会社が、その日本におきますボーリング能力といふものを拡大していくと、いうことは、それがとても必要でございますが、その場合に先ほど開発庁の方から御説明がございましたように、ほんの一一般的のボーリング業者の単価に比較いたしまして本会社の請負ボーリン

グの値段といふものが市価よりも安いということであれば、大手炭鉱も相当これに対し請負に基くボーリングを委託するということが行われる。その意味において、そういう大手からの仕事は相当発注があるであろうということが考えられると思います。

○阿部竹松君 この際、委員の異動について御報告いたします。小龍彬君が辞任し、その補欠として小山邦太郎君が選任されました。

○阿部竹松君 それで請負でやる場合、それは今言つた通り全部一切もらうのですか。これは当つても当然でも損得ないわけですね。しかし、その会社が払える能力があればいいけれども、払う能力がない場合これは一体どうなるか。国が今度は債務者になる。開発会社がとにかくその金を取るかといふことが心配になつてくるのです。それから、大手の方でもボーリング能力なしとおっしゃいますけれども、大手は能力があつてもやらないのです。それで、あす大手の専門家をここで呼んできてもらつて、参考人として聞かなければならぬけれども、石炭が七百万トンも余つておつてもやれないから、ボーリングをやりたくも売れないから、ボーリングをやりたくもやれないでしょう。石炭がどんどん売れたら掘りますよ。石炭がだぶついてどうにもならないのだから。足りないのは原料炭で、原料炭は日本にはないのだから、これは長官に聞かなければならぬ。何ぼボーリングしたつて原料炭は出ないけれども、一般炭は七百万トンも余つておる。ですから仕方がない。大手はボーリングをやらな

い。操短をしておるので、違つた意味で先ほど赤松先生が織維局長にお聞きしておつたのと同じことが石炭業界にも言えます。それを逆にお話しになりますが、これは非常にこの会社にとても重大な問題でございますので、受託契約をいたします際に十分支払い方法については相手方とよく話し合つて、適当な炭鉱を調査するなり何なりしたいと思います。そうすると、担保を取るといふと少し残酷なようになりますけれども、これは慈善会社ではありませんけれども、やはり会社の基礎を危うくするようなことはさせることもありませんので、やはり会社の基礎を危うくするようなことはさせるわけなりませんので、十分よく契約の内容を検討いたしたいと思います。

○政府委員(村田恒君) 仰せのように、一般炭につきましては今相当程度の貯炭をかかえておりまして、たゞいまさしあたつてどういうふうな対策を講じていくかといふことは、今真剣に研究中でございます。しかしながら、の貯炭をかかえておりまして、たゞいまさしあたつてどういうふうな対策を

も、今後における積極的な増産態勢といたしましても、それがノーマルな出炭量で先ほど赤松先生が織維局長にお聞きしておつたのと同じことが石炭業界においては、増産の熱意というものが、年に言えます。それを逆にお話しになりますが、これは非常にこの会社にとても重大な問題でございますので、受託契約をいたします際に十分支払い方法については相手方とよく話し合つて、適当な炭鉱を調査するなり何なりしたいと思います。そうすると、担保を取るといふと少し残酷なようになりますけれども、やはり会社の基礎を危うくするようなことはさせることもありませんので、やはり会社の基礎を危うくするようなことはさせるわけではありませんので、十分よく契約の内容を検討いたしたいと思います。

○政府委員(村田恒君) 仰せのようなおあの問題につきましては、石炭局長の方からお答え願います。

○政府委員(村田恒君) 仰せのように、一般炭につきましては今相当程度の貯炭をかかえておりまして、たゞいまさしあたつてどういうふうな対策を講じていくかといふことは、今真剣に研究中でございます。しかしながら、の貯炭をかかえておりまして、たゞいまさしあたつてどういうふうな対策を

があるようなのですが、長官として  
は、この法案を提案するに当つて、こ  
の法律がここで議決されまするなら  
ば、今まで予想した通りの事業計画並  
びに資金計画で十分進み得ると思う程  
度にそれらの問題が конкрет化され  
ている、こういうふうに考えていいか  
どうか、このことを尋ねたいのです。  
なぜこういうことを尋ねるかと申しま  
すと、この法律では、会社の取締役及  
び監査役に関する事項については、内  
閣総理大臣が主務大臣でありますから、  
國務大臣としてももちろん石井長官  
に、この事項については、専断にゆだ  
ねられるような形で、権限が移譲され  
ると、こう理解いたしますが、その他  
の重要な問題については、内閣総理大  
臣及び通商産業大臣が主管大臣です。  
従つて、この法律が通つた、そうして  
会社の事業計画、資金計画等を出して  
みたところが、通産大臣がこれを許可  
しなかつたというようなこと、ないし  
は、許可をするにしても、手直しを命  
ぜられた、こういうようなことでも  
なりますれば、かなり問題が政治問題  
として複雑であろうと、かように考え  
るのです。私はこういうことについて  
は、あまり詳しく知らないのですが、  
北海道開発庁が責任を持つてこの種の  
特殊会社の設立を期待して、こういう  
ふうな立法措置をするならば、長官は  
國務大臣なのであるから、むしろ主務  
大臣といふものは、北海道開発庁長官  
が主務大臣としてこれに責任を持った  
らばいいのじやないかとすら思うの  
で、こういう質問をするわけなのでござ  
ります。ちょうど長官は中座された  
ときなので、私の申していることが、  
あるいはわかつに理解できないかもし

員の答弁がどうもわれわれには明確に理解できないのです。理解できない方の頭が悪いということになればこれは問題は別ですが、質問している方が普通の常識で普通の頭でやっているということに前提を置くならば、そしてきた、質問している方は無理でないと私自身は理解しているのですが、どうも答弁がにわかに理解しがたい点があるのです。そこで長官に御出席を願つたのですが、もう一度申しますと、会社の事業計画とか資金計画というものは、ピンと立つていて、コンクリートされているのですか。

書いているのであります。それの実現のため、あるいはさらにそれよりもよくなるような数字が出せるために努力をいたし、進めてるのでござりますが、これは私北海道開発庁の長官いたしましては、規定上、総理大臣が当面法律上の責任の地位におられるのであります。そして、北海道開発庁長官がそれを代行するわけでございます。それを私と通産大臣との間で、だいま申しましたような、こういうことで話し合いをつけておりますので、二人の間に変なことになつてがしゃがしゃになるのじやないかという御心配はないと思つております。

うふうに考へるわけなんです。ことは政府としても税金を取り過ぎて、まつて、一体この余った金をどこに使おうというきのんだから、こういふときこそ、航空機製作というように長い間ブランクがあつて、取り急ぎ世界の水準にまで達しなくちゃならないといふところに、大量に金を注ぎ込んだらいいと私は思ふ。それもただ単に補助金といふそんなわけのわからぬ形でやつてはならぬというのが、わが党の主張です。すなわち、もうからないときには政府からたんまり補助金をもらつていて、会社がもうかり始めた勝手にもうける、そういうことではたまたものではないので、人造ゴム業界にやつた方式でもよろしいと思うのです。相當大きな金を株式投資の形で

ものだと、つくづく見て参つたのでもあります。そうしてみますと、あまりにこの法律案はお粗末で、これでもつて生きなことを言つていても、だれも実用できないと思うのです。しかも笑ひて千万であることは、輸出産業にするとか、こういうことを言つてゐる。戦闘機に日本が敗れて、そうして日本といふものがどの程度に外国によつて理解されてゐるかは、お互に知るところです。飛行機をこしらえて、カタログを東南アジアに回したからといって、たゞちまち注文がくるなどというようなことは予想されない。日本でまず飛行機をこしらえて国内で飛ばして、そうして国外にも飛んでいって、そうして日本人が作った飛行機が、もうこれは三年も乗つてゐるけれども一回も事故がない、とうとう日本に上りこむ日も

○委員長(近藤信一君) 次に航空機振興法案を議題といたします。御質疑のある方は順次御発言願います。

○相馬助治君 この航空機振興のために通産省がこのような立法措置を講ぜられたということについては、きわめて原則的にはけつこうだと思います。しかし、私はにわかにこの法律案に懸成しがたいのは、この法律案が内容的にわれわれの意思と反するからであるのじやなくして、むしろ逆に、本気で政府が航空機の生産に熱意を持つならぬれば、もうちよつと財政的にものをおさえ、それから法律の面でもっと整理されたものを出したらどうか、こうい

うふうに考へるわけなんです。ことゝ  
は政府としても税金を取り過ぎて一  
まつて、一体この余った金をどこに使  
おうといふときなのだから、こういふと  
ときこそ、航空機製作というよろに早  
い間ブランクがあつて、取り急ぎ世界  
の水準にまで達しなくちやならないと  
いうところに、大量に金を注ぎ込んだ  
らしいと私は思ふ。それもただ単に補助金を  
助金というそんなわけのわからぬ形でや  
つてはならぬというのが、わが党の主張  
です。すなわち、もうからないとい  
きには政府からたんまり補助金をも  
らつていて、会社がもうかり始めたと  
勝手にもうける、そういうことではな  
まつたものではないので、人造ゴム等  
にやつた方式でもよろしいと思うので  
す。相當大きな金を株式投資の形でア  
モ何でもそこに投入して、そしてそ  
に何とかその仕事が線に乗るようにな  
らなければだめだと思う。先般私並びに  
阿部委員は、重工業局長とともに宇都宮  
の富士重工業の飛行機の生産について、  
この眼で見て参りました。非常

も冷静な頭になつたところで、抜本的に充実した法案を出した方がよろしいのじやないか、私は飛行機生産の将来を思ひますがゆえに、涙をふるつてこの法律案に反対だと、こういうことを今中しておるのであります。しかし大臣の誠意ある答弁が私を満足させらるならば、私はこれに賛成することにいささかもちゅうちょいたしませんので、一つこの際明快なる御見解を承りておきたい。

○國務大臣(前尾繁三郎君) この法案を出しますについて、われわれもこの内容では実は非常に不満であつたわけであります。相当地心をしてかかりませんと、お話を通りに飛行機産業の振興ということは簡単なものではないといふうに考えておつたのであります。しかし、とにかく航空機工業を振興するのだという方針をはつきり国会で御承認願つて、こういう法案の形で振興するのだといふがきりますと、今後におきましてこれを手がかりにしまして、さらに一段と将来の補助金につきましても十分獲得し、そしてさらにこの法案の内容を整備するといふこともできるのであります。内容は貧弱でありましても、この航空機工業を振興するという方針についての国会の御承認を得るといふことがむしろ先決ではないかといふうに考えましたので、まあ具体的に補助金をどうするといふことをただいま法案で書きますことは大蔵省としましても必要であるかように考えたのであります。まあ具体的に補助金をどうするといふことをただいま法案で書きますことは大蔵省としましても、これは大臣から御所管でないからと言わればそれまで、第十二条でありますか、

これは方針だけ一応はつきりさせようとあらうなことで、まあこの程度に思ひますがゆえに、涙をふるつてこの法律案に反対だと、こういうことを今中しておるのであります。しかし大臣の誠意ある答弁が私を満足させらるならば、私はこれに賛成することにいささかもちゅうちょいたしませんので、一つこの際明快なる御見解を承りておきたい。

○國務大臣(前尾繁三郎君) この法案を出しますについて、われわれもこの内容では実は非常に不満であつたわけであります。相当地心をしてかかりませんと、お話を通りに飛行機産業の振興ということは簡単なものではないといふうに考えておつたのであります。しかし、とにかく航空機工業を振興するのだといふがきりますと、今後におきましてこれを手がかりにしまして、さらに一段と将来の補助金につきましても十分獲得し、そしてさらにこの法案の内容を整備するといふこともできるのであります。内容は貧弱でありましても、この航空機工業を振興するといふことをただいま法案で書きますことは大蔵省としましても必要であるかのように考えたのであります。

○相馬助治君 答弁の趣旨がよくわからりましたから、それが一つ不渡り手形にならぬよう十分年次計画を立てらるいになつておりますが、かなり免状等も重視されて、これに財政的な裏づけをして、一つ所期の目的を達するよう格段の御奮闘を私は特に期待しております。

○阿部竹松君 航空機と直接関係ございませんけれども、バイロットですね、あれは運輸省関係になるわけでしょうね、従つて当委員会で論議する等も重視されて、これに財政的な裏づけをして、一つ所期の目的を達するよう格段の御奮闘を私は特に期待しております。

○阿部竹松君 航空機と直接関係ございませんけれども、バイロットですね、あれは運輸省関係になるわけでしょうね、従つて当委員会で論議する等も重視されて、これに財政的な裏づけをして、一つ所期の目的を達するよう格段の御奮闘を私は特に期待しております。

○阿部竹松君 この本法の目的は第一條に書いているのですが、この目的を、政府の説明によると、航空機の振興対策として中型の輸送機というよう書いてございますね。しかし全部読んでもういう点が明瞭でないのですね。私は思うのですね。プロペラと羽根

これはさらに関議會等におきました方針がはつきりして参りますと、またわれわれのただいまの対象にいたしてありますのは中型輸送機の試作ということがあります。これにしましても相手の年月がかかるのであります。それに対しても航空機工業を振興するという方針だけを早く決定して、そうしてその方向によって補助金も十分今後獲得いたしまして、そしてさらに資金の面等につきましても詳細な規定を今後内容として書いていきたい、かよう考えまして提案したような次第であります。それで、この点は御了承願いたいと思います。

○相馬助治君 答弁の趣旨がよくわからりましたから、それが一つ不渡り手形にならぬよう十分年次計画を立てらるいになつておりますが、かなり免状等も重視されて、これに財政的な裏づけをして、一つ所期の目的を達するよう格段の御奮闘を私は特に期待しております。

○阿部竹松君 航空機と直接関係ございませんけれども、バイロットですね、あれは運輸省関係になるわけでしょうね、従つて当委員会で論議する等も重視されて、これに財政的な裏づけをして、一つ所期の目的を達するよう格段の御奮闘を私は特に期待しております。

○阿部竹松君 この本法の目的は第一條に書いているのですが、この目的を、政府の説明によると、航空機の振興対策として中型の輸送機というよう書いてございますね。しかし全部読んでもういう点が明瞭でないのですね。私は思うのですね。プロペラと羽根

これは方針だけ一応はつきりさせようとあらうなことで、まあこの程度に思ひますがゆえに、涙をふるつてこの法律案に反対だと、こういうことを今中しておるのであります。しかし大臣の誠意ある答弁が私を満足させらるならば、私はこれに賛成することにいささかもちゅうちょいたしませんので、一つこの際明快なる御見解を承りておきたい。

○國務大臣(前尾繁三郎君) この法案を出しますについて、われわれもこの内容では実は非常に不満であつたわけであります。相当地心をしてかかりませんと、お話を通りに飛行機産業の振興ということは簡単なものではないといふうに考えておつたのであります。しかし、とにかく航空機工業を振興するのだといふがきりますと、今後におきましてこれを手がかりにしまして、さらに一段と将来の補助金につきましても十分獲得し、そしてさらにこの法案の内容を整備するといふこともできるのであります。内容は貧弱でありましても、この航空機工業を振興するといふことをただいま法案で書きますことは大蔵省としましても必要であるかのように考えたのであります。

○相馬助治君 答弁の趣旨がよくわからりましたから、それが一つ不渡り手形にならぬよう十分年次計画を立てらるいになつておりますが、かなり免状等も重視されて、これに財政的な裏づけをして、一つ所期の目的を達するよう格段の御奮闘を私は特に期待しております。

○阿部竹松君 航空機と直接関係ございませんけれども、バイロットですね、あれは運輸省関係になるわけでしょうね、従つて当委員会で論議する等も重視されて、これに財政的な裏づけをして、一つ所期の目的を達するよう格段の御奮闘を私は特に期待しております。

○阿部竹松君 この本法の目的は第一條に書いているのですが、この目的を、政府の説明によると、航空機の振興対策として中型の輸送機というよう書いてございますね。しかし全部読んでもういう点が明瞭でないのですね。私は思うのですね。プロペラと羽根

これは方針だけ一応はつきりさせようとあらうなことで、まあこの程度に思ひますがゆえに、涙をふるつてこの法律案に反対だと、こういうことを今中しておるのであります。しかし大臣の誠意ある答弁が私を満足させらるならば、私はこれに賛成することにいささかもちゅうちょいたしませんので、一つこの際明快なる御見解を承りておきたい。

○國務大臣(前尾繁三郎君) この法案を出しますについて、われわれもこの内容では実は非常に不満であつたわけであります。相当地心をしてかかりませんと、お話を通りに飛行機産業の振興ということは簡単なものではないといふうに考えておつたのであります。しかし、とにかく航空機工業を振興するのだといふがきりますと、今後におきましてこれを手がかりにしまして、さらに一段と将来の補助金につきましても十分獲得し、そしてさらにこの法案の内容を整備するといふこともできるのであります。内容は貧弱でありましても、この航空機工業を振興するといふことをただいま法案で書きますことは大蔵省としましても必要であるかのように考えたのであります。

○相馬助治君 答弁の趣旨がよくわからりましたから、それが一つ不渡り手形にならぬよう十分年次計画を立てらるいになつておりますが、かなり免状等も重視されて、これに財政的な裏づけをして、一つ所期の目的を達するよう格段の御奮闘を私は特に期待しております。

○阿部竹松君 この本法の目的は第一條に書いているのですが、この目的を、政府の説明によると、航空機の振興対策として中型の輸送機というよう書いてございますね。しかし全部読んでもういう点が明瞭でないのですね。私は思うのですね。プロペラと羽根

いは一億円ぐらい使いましても四、五年はかかるのじゃないかとまあ見られております。それではなはだ残念でござりますが、当初の試験飛行、あるいはその次の営業機の初めのところはやっぱり手がけた輸入品の方が安全性という見地から見ましても間に合つております。もちろんこれは捨てたわけではありませんが、できるだけ早くと思っておりますが、今年からも実はスタートしたいということで例の工業技術院にあります補助金の方から一部そちらへ使いたいということで考えております。

○阿部竹松君 大へん失礼ですがね、局長、そのものばかりで御答弁願います。

あなたがうんちくを傾けて答弁していただのはけっこうですがね、あなたが長々やっておりますと、法案の審議がおくれて高橋先生が氣をもんで

いるようですから、その点も心得て、この前に十分聞いておるので残つておるものだけを聞いているのですから。

その次は、航空機工業審議会ということができ上るのでですが、ところが前尾大臣のところでわれわれに審議願うと

いう法案は、団体法でも、競輪、競馬のばくち法案でも、一切がつさい審議会といふものができるのですね。き

わめて民主的でいいのですけれども、作るときだけここでやりますと言つて、あまり活用されていないらしい。

ところが、航空機工業審議会というの

がござりますね、通商産業省の設置法の中にですか。そうすると、これもどうもダブル・ブレイのにおいがするの

ですね。なぜこういうあまり活用しないものを一ぱい作らなければならぬ

か。あらゆる法案がきわめて民主的でけつこうだとおっしゃるかもしませんけれども、役に立たない審議会を作つて一体どうなるのか。審議会の中

で、防衛厅のおえら方も来て、それにリードされるということも一面困ると

いう心配もありますけれども、一面今申しました航空機生産審議会といふのがござりますから、それで間に合いませんかといふこともお尋ねいたしま

す。政府委員(岩武照彦君) あの審議会は、生産のむしろ規制の方のことを今までやつておきましたので、今度これはやめまして、この振興のためにこちらの審議会に乗りかわる、こういうこ

とでござります。

○阿部竹松君 そうすると、前の審議会はやめるということでござります

ね。

○政府委員(岩武照彦君) ええ。

○阿部竹松君 そうすると、設置法の一部を修正するのですか。あれは法律

付則のしつぽにございますが、あちらをやめてこれをやることでござります。

○阿部竹松君 そうすると、この法律の付則のしつぽにございますが、あちらをやめてこれをやることでござります。

○政府委員(岩武照彦君) この法律の付則のしつぽにございますが、あちらをやめてこれをやることでござります。

○阿部竹松君 そうすると、この法律の付則のしつぽにございますが、あちらをやめてこれをやることでござります。

○政府委員(岩武照彦君) まあでき上り値段が幾らになるかわかりませんが、これは先ほど来輸出と申しますけれども、できるだけ安くと思つております。そのため研究費も安くいたしまし、それからできますれば私たちが今年の予算要求で考えましたようになりますし、それからできまればこれは各費目とも特需の方が累積で米軍関係が約一割五分でござります。その他は自衛隊でございますが、これは御案内のように、最近ジェットの練習機、あるいは戦闘機がふえておりますので、二十七年からずっと見ます。それは費用よりも特需の方が累積でちょっとと多いかと思います。

○阿部竹松君 そうすると、今まで防衛の主要の分はアメリカさんのMSA

を考えてやつてきたわけですが、今年は実現しませんが、これは一つせひもう一ぺん取り上げて大蔵省と折衝した

のは政府出資の分にしたいということ

です。それが、それで、その飛行機は

協定の中で来たわけですね、ジェット機が。そういうことです。それで運輸省のこの方を担当している人に聞い

たのですが、昭和三十八年から四十一

年ごろまで日本の国内幹線、それからローカル線合せて約五十機くらい必要

だらう。それからまた将来百機くらい

になるだろう。それ以後はどんどん外國に売らなければならぬ。あまりめちゃくちゃに落ちたら困りますから、

落ちない飛行機ということですですから

ね。そうすると、採算がとれなくて困

るわけです。作る方は通産省ですね。その作ったやつを動かす監督は運輸省

になるのですね。それはそれでやむを

ですが、それと同時に特需と軍需と民需の三つの大体パーセンテージを大

き。あらゆる法案がきわめて民主的でけつこうだとおっしゃるかもしませんから、とても四発を作つてもアメリカさんと太刀打ちできないから、です

から抜けかけの功名で、アメリカさんの作らぬ双発のやつを中型機としてねざつぱでけつこうですからおわかりですか。一体採算の方はどうなりますか。大体これは採算のことを聞きますというの

は、少し二、三年早過ぎるかもしませんけれども、一体採算の方はどうなりますか。この種の時代おくれの飛行機を作るわけですね。四発で飛んでいるときに、双発なんて局長も乗らないと思つ、安定がないから。特に東南アジアの色の黒い人はそれにはなかなか乗

ります。失礼いたしました。間違いました。もう一ぺん申し上げますと、累計特需とそれから防衛厅だけでございまして、三十二年度の生産で申し上げます。これはほとんど特需かと思つております。失礼いたしました。間違いました。

○政府委員(岩武照彦君) 先日来申し上げましたような傾向から、大体私たちは、三十二年度の生産で申し上げますと、これは大体百億、今まで一番多い

生産を記録しておりますが、このうちがちょっととこまかいことになりますので、三十二年度の生産で申し上げます。失礼いたしました。間違いました。

○政府委員(岩武照彦君) 先日来申し上げましたように、最近ジェットの練習機、あるいは戦闘機がふえております。その他は自衛隊でございますが、これは御案内のように、最近ジェットの練習機、あるいは戦闘機がふえております。それは費用よりも特需の方が累積でちょっとと多いかと思います。

○阿部竹松君 そうすると、今まで設計上の技術上の問題のようございません。プロペラの双発よりはこの方のエジソンの双発の方が非常に安定して

いるそうでござります。世界でも、たとえばオランダが今度どうやら試作を行いましたフレンドシップというやつも大体双発でござります。この辺の

ところから、滑走路距離が短くて済む、輸送力の座席も多くありますし、エンジンの双発の方が非常に安定して

いるそうでござります。世界でも、たとえばオランダが今度どうやら試作を行いましたフレンドシップというやつも大体双発でござります。この辺のところから、滑走路距離が短くて済む、輸送力の座席も多くありますし、

それから燃料消費量も少いのですから、まあそろばんとしても一番いいといふような傾向のようあります。世界の一流機はむしろ、この中型であれば双発、二つのエンジンでやつてあるわけです。作る方は通産省ですね。それが、それでやむを

得ないでしょう。しかし、研究所等を文部省でも持っているのですね、東大その他に金を出して。それから科研で持っているのですね。それから運輸省でも持っているのですね。こういう政府機関としてはおかしいと僕は思ってんでもんばらばらにやるといふことがあって産業発展のためにいいのではなくか、しかし各省で予算をぶんどつて、やれということは、けつこうのようであるけれども、私はどうも金をむだ使いにする面があるのではないかと思いませんが、この点はいかがですか。

○政府委員(岩武照彦君) まあ、私見にわたりますけれども、これは御指摘通りだと思います。そういう趣旨で実は航空技術研究所を総理府に設けたわけでございます。どうもなかなかかびしゃつと右へならへと参らずに、いろいろ小さい研究用の風洞等も方々

うであるけれども、私はどうも金をむだ使いにする面があるのではないかと思いませんが、この点はいかがですか。

○政府委員(岩武照彦君) まあ、私見にわたりますけれども、これは御指摘通りだと思います。そういう趣旨で実は航空技術研究所を総理府に設けたわけでございます。どうもなかなかかびしゃつと右へならへと参らずに、いろいろ小さい研究用の風洞等も方々

うであるけれども、私はどうも金をむだ使いにする面があるのではないかと思いませんが、この点はいかがですか。

○阿部竹松君 そこで、法律がなくても開銀から六億三千万円ですか、行政措置が何か、開銀から六億三千万円か出ていますね。それから中型輸送機研究費は一億二千万円計上してございま

すね。そういうことになってくると、国会末期のあわただしい中に、実際法律がなくても仕事はできるのですから、それで今の相馬委員の発言じやございませんけれども、もう少し腰のすわつ

た法案を本腰を入れてここに打ち出すということであれば——開銀から研究費や何か一切やっていくわけですから、あわててやらなければならぬ理由

ものしかまず使いものにならぬじやないかというようなことで、あとの方は片手間のいわばほんの一部の試験あるいはごく基礎的なことの研究というこ

とじやないかと思います。

○阿部竹松君 それから、この種の会社の法人税とか固定資産税ですね、振興してあげるのですから、法人税とか固定資産税を免除するとか、それから外国の製品の入ってくるやつをストップすると言つたら少し言葉がきつ過ぎますが、それに關税を高くかけるといつて、そして日本の製品をそういう面での保護を加えるということはお考

えになつております。

○阿部竹松君 大臣に、さいぜん局長にお伺いしたエンジンの問題ですね、くどいようですが、この輸送機振興法案

修正案をいたしましてりっぱな法律にきて飛ぶようになりますれば、当然考

えるべきだと思っております。関税の問題は、今法人税でありますとちょっとましいものですから、今いわゆるこれ

を財團法人に出します金の寄付について何とか法人税がかからないような方法はないかといつて大蔵省と折衝中であります。

○阿部竹松君 最後にもう一点お尋ねです。これが少しだけ頭にきてるかも知れぬけれども、そう思うのです。エンジンを作らぬような輸送機法案を作る

いたしますが、パンフレットをいただいてあるこの輸送機設計研究会といふところでまず出発するわけですね。しかし実際いよいよ製作するようになつて、どこで作るかということが問題にならうかと思います。そこで今私の心配することは、当初はお互に富士さんも、川崎さんも、三菱さんも仲よくやりましょうと、いうことでやられるでしょう。しかし、さて作るということになれば、当然自分のところで作つてみたい、作らなければならぬということになるので、果してそのときにうまくいくかどうかそれが心配と、全然別にやつていかなければなりません。

○國務大臣(前尾繁三郎君) エンジンの問題につきましては、これはもちろん決しておろそかにすべき問題ではない。しかし、さて作るということになれば、当然自分のところで作つてみたい、作らなければならぬというこ

とになるので、果してそのときにうまくいくかどうかそれが心配と、全然別にやつていかなければなりません。

○政府委員(岩武照彦君) 実は、これは実は予算要求の当初からこういう法案を作ろう、もう少し出資ということも考

えましたので、特殊法人等も考えて立案したのであります。ところが、予算

ち出しまして、ほんとうに熱意があるかどうかとときどき御質問があつたわ

けでございますが、これはもう初めからそういう気持でおりますので、他日

予算措置その他のことを考えまして、次第であります。

得ないでしょう。しかし、研究所等を文部省でも持っているのですね、東大その他に金を出して。それから科研で持っているのですね。それから運輸省でも持っているのですね。こういう政府機関としてはおかしいと僕は思ってんでもんばらばらにやるといふことがあって産業発展のためにいいのではなくか、しかし各省で予算をぶんどつて、やれということは、けつこうのよ

うであるけれども、私はどうも金をむだ使いにする面があるのではないかと思

いませんが、この点はいかがですか。

○阿部竹松君 最後にもう一点お尋ね

いたしますが、パンフレットをいただ

いてあるこの輸送機設計研究会とい

ふうでます出発するわけですね。し

かし実際いよいよ製作するようになつて、どこで作るかということが問題にならうかと思います。そこで今私の心

配することは、当初はお互に富士さ

んも、川崎さんも、三菱さんも仲よく

やりましょうと、いうことでやられるで

しょう。しかし、さて作るということになれば、当然自分のところで作つてみたい、作らなければならぬというこ

とになるので、果してそのときにうま

くいくかどうかそれが心配と、全然別

にやつていかなければなりません。

○國務大臣(前尾繁三郎君) エンジン

の問題につきましては、これはもちろ

ん決しておろそかにすべき問題ではな

い。しかし、大臣に今やれと言つてもこれ

はとても通りそうもないから、これは

やはり希望になるかもしれないけれども、来年は必ずやるというようなお約束はできませんか。

○阿部竹松君 最後にもう一点お尋ね

いたしますが、パンフレットをいただ

いてあるこの輸送機設計研究会とい

ふうでます出発するわけですね。し

かし実際いよいよ製作するようになつて、どこで作るかということが問題にならうかと思います。そこで今私の心

配することは、当初はお互に富士さ

んも、川崎さんも、三菱さんも仲よく

やりましょうと、いうことでやられるで

しょう。しかし、さて作るということになれば、当然自分のところで作つてみたい、作らなければならぬというこ

とになるので、果してそのときにうま

くいくかどうかそれが心配と、全然別

にやつていかなければなりません。

○國務大臣(前尾繁三郎君) エンジン

の問題につきましては、これはもちろ

ん決しておろそかにすべき問題ではな

い。しかし、大臣に今やれと言つてもこれ

はとても通りそうもないから、これは

やはり希望になるかもしれないけれども、来年は必ずやるというようなお約束はできませんか。

○政府委員(岩武照彦君) これは、で

きて飛ぶようになりますれば、当然考

えるべきだと思っております。関税の問

題は、今法人税でありますとちょっとま

いものですから、今いわゆるこれ

を財團法人に出します金の寄付につい

て何とか法人税がかからないような方

法はないかといって大蔵省と折衝中で

あります。

○阿部竹松君 最後にもう一点お尋ね

いたしますが、パンフレットをいただ

いてあるこの輸送機設計研究会とい

ふうでます出発するわけですね。し

かし実際いよいよ製作するようになつて、どこで作るかということが問題にならうかと思います。そこで今私の心

配することは、当初はお互に富士さ

んも、川崎さんも、三菱さんも仲よく

やりましょうと、いうことでやられるで

しょう。しかし、さて作るということになれば、当然自分のところで作つてみたい、作らなければならぬというこ

とになるので、果してそのときにうま

くいくかどうかそれが心配と、全然別

にやつていかなければなりません。

○國務大臣(前尾繁三郎君) エンジン

の問題につきましては、これはもちろ

ん決しておろそかにすべき問題ではな

い。しかし、大臣に今やれと言つてもこれ

はとても通りそうもないから、これは

やはり希望になるかもしれないけれども、来年は必ずやるというようなお約束はできませんか。

○政府委員(岩武照彦君) これは、で

きて飛ぶようになりますれば、当然考

えるべきだと思っております。関税の問

題は、今法人税でありますとちょっとま

いものですから、今いわゆるこれ

を財團法人に出します金の寄付につい

て何とか法人税がかからないような方

法はないかといって大蔵省と折衝中で

あります。

○阿部竹松君 最後にもう一点お尋ね

いたしますが、パンフレットをいただ

いてあるこの輸送機設計研究会とい

ふうでます出発するわけですね。し

かし実際いよいよ製作するようになつて、どこで作るかということが問題にならうかと思います。そこで今私の心

配することは、当初はお互に富士さ

んも、川崎さんも、三菱さんも仲よく

やりましょうと、いうことでやられるで

しょう。しかし、さて作るということになれば、当然自分のところで作つてみたい、作らなければならぬというこ

とになるので、果してそのときにうま

くいくかどうかそれが心配と、全然別

にやつていかなければなりません。

○國務大臣(前尾繁三郎君) エンジン

の問題につきましては、これはもちろ

ん決しておろそかにすべき問題ではな

い。しかし、大臣に今やれと言つてもこれ

はとても通りそうもないから、これは

やはり希望になるかもしれないけれども、来年は必ずやるというようなお約束はできませんか。

○政府委員(岩武照彦君) これは、で

きて飛ぶようになりますれば、当然考

えるべきだと思っております。関税の問

題は、今法人税でありますとちょっとま

いものですから、今いわゆるこれ

を財團法人に出します金の寄付につい

て何とか法人税がかからないような方

法はないかといって大蔵省と折衝中で

あります。

○阿部竹松君 最後にもう一点お尋ね

いたしますが、パンフレットをいただ

いてあるこの輸送機設計研究会とい

ふうでます出発するわけですね。し

かし実際いよいよ製作するようになつて、どこで作るかということが問題にならうかと思います。そこで今私の心

配することは、当初はお互に富士さ

んも、川崎さんも、三菱さんも仲よく

やりましょうと、いうことでやられるで

しょう。しかし、さて作るということになれば、当然自分のところで作つてみたい、作らなければならぬというこ

とになるので、果してそのときにうま

くいくかどうかそれが心配と、全然別

にやつていかなければなりません。

○國務大臣(前尾繁三郎君) エンジン

の問題につきましては、これはもちろ

ん決しておろそかにすべき問題ではな

い。しかし、大臣に今やれと言つてもこれ

はとても通りそうもないから、これは

やはり希望になるかもしれないけれども、来年は必ずやるというようなお約束はできませんか。

○阿部竹松君 最後にもう一点お尋ね

いたしますが、パンフレットをいただ

いてあるこの輸送機設計研究会とい

ふうでます出発するわけですね。し

かし実際いよいよ製作するようになつて、どこで作るかということが問題にならうかと思います。そこで今私の心

配することは、当初はお互に富士さ

んも、川崎さんも、三菱さんも仲よく

やりましょうと、いうことでやられるで

しょう。しかし、さて作るということになれば、当然自分のところで作つてみたい、作らなければならぬというこ

とになるので、果してそのときにうま

くいくかどうかそれが心配と、全然別

にやつていかなければなりません。

○國務大臣(前尾繁三郎君) エンジン

の問題につきましては、これはもちろ

ん決しておろそかにすべき問題ではな

い。しかし、大臣に今やれと言つてもこれ

はとても通りそうもないから、これは

やはり希望になるかもしれないけれども、来年は必ずやるというようなお約束はできませんか。

○阿部竹松君 最後にもう一点お尋ね

いたしますが、パンフレットをいただ

いてあるこの輸送機設計研究会とい

ふうでます出発するわけですね。し

かし実際いよいよ製作するようになつて、どこで作るかということが問題にならうかと思います。そこで今私の心

配することは、当初はお互に富士さ

んも、川崎さんも、三菱さんも仲よく

やりましょうと、いうことでやられるで

しょう。しかし、さて作るということになれば、当然自分のところで作つてみたい、作らなければならぬというこ

とになるので、果してそのときにうま

くいくかどうかそれが心配と、全然別

にやつていかなければなりません。

○國務大臣(前尾繁三郎君) エンジン

の問題につきましては、これはもちろ

ん決しておろそかにすべき問題ではな

い。しかし、大臣に今やれと言つてもこれ

はとても通りそうもないから、これは

やはり希望になるかもしれないけれども、来年は必ずやるというようなお約束はできませんか。

○阿部竹松君 最後にもう一点お尋ね

いたしますが、パンフレットをいただ

いてあるこの輸送機設計研究会とい

ふうでます出発するわけですね。し

かし実際いよいよ製作するようになつて、どこで作るかということが問題にならうかと思います。そこで今私の心

配することは、当初はお互に富士さ

んも、川崎さんも、三菱さんも仲よく

やりましょうと、いうことでやられるで

しょう。しかし、さて作るということになれば、当然自分のところで作つてみたい、作らなければならぬというこ

とになるので、果してそのときにうま

くいくかどうかそれが心配と、全然別

にやつていかなければなりません。

○國務大臣(前尾繁三郎君) エンジン

の問題につきましては、これはもちろ

ん決しておろそかにすべき問題ではな

い。しかし、大臣に今やれと言つてもこれ

はとても通りそうもないから、これは

やはり希望になるかもしれないけれども、来年は必ずやるというようなお約束はできませんか。

○阿部竹松君 最後にもう一点お尋ね

いたしますが、パンフレットをいただ

いてあるこの輸送機設計研究会とい

ふうでます出発するわけですね。し

かし実際いよいよ製作するようになつて、どこで作るかということが問題にならうかと思います。そこで今私の心

配することは、当初はお互に富士さ

んも、川崎さんも、三菱さんも仲よく

やりましょうと、いうことでやられるで

しょう。しかし、さて作るということになれば、当然自分のところで作つてみたい、作らなければならぬというこ

とになるので、果してそのときにうま

くいくかどうかそれが心配と、全然別

</div

案を出発の第一歩として、今後できるだけ早い機会に逐次充実をして、りっぱなものにしていただくと、それとともに実質的な政府のあるいは技術あるいは経営の面における強力な助成策をとつてもらう、そうしましてすみやかに一日も早く国際的な水準に追いついて、さらに世界に誇るべきわが国の航空機工業を充実していただきたいということを強く要望をいたしまして本案に賛成するものであります。

○阿部竹松君 私はこれから申上げる二点を要請申し上げて、本案に賛成するものであります。

第一点は、私どもはこの種の民需の中型輸送機を将来防衛庁等において利用せぬかと、民需の名をかりて軍需に使うのではないかと懸念される点であります。従いまして本法案ができ上つて実際問題として飛行機が飛ぶというようなことになつても軍需等には全然使わないのであると、あくまで民間航空の發展のためにといふことが第一点。

第二点は、今討論の前に質疑の中で申し上げましたが、航空機産業の振興法ということになりますと、当然飛行機の心臓部門であるエンジンの研究、エンジンの方の作業から始めなければならぬ、それが一番長くかかるし、一番難問題であるだけにそれを一番先に手がけなければならぬというよう判断するわけでござります。さいぜん大臣の答弁にもございましたが、明年度等におきましては当然エンジンを予算化して、その方にも手をつけていく。

この二点を要請申し上げまして、本案に賛成するものであります。

○委員長(近藤信一君) 他に御発言もなければ、これにて討論は終局したるものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕呼ぶ者あり

○委員長(近藤信一君) 御異議ないと認め、これより採決いたします。

航空機工業振興法案を問題に供します。本案を衆議院送付の原案通り可決することに賛成の方は挙手を願います。

○委員長(近藤信一君) 御異議ないと認め、次に、委員長の報告等諸般の手続は、慣例により、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

次に、委員長の報告等諸般の手続は、慣例により、委員長に御一任願いたいと存じます。次に、本法案を可とせられた方は、順次、御署名を願います。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○委員長(近藤信一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

次に、本法案を可とせられた方は、順次、御署名を願います。

多数意見者署名  
青柳 秀夫 高橋進太郎  
古池 信三 小澤久太郎  
三木與吉郎 相馬 助治  
阿部 竹松 小幡 治和  
小山邦太郎

○委員長(近藤信一君) 速記をとめて。  
〔速記中止〕  
○委員長(近藤信一君) 速記を起し

て。  
それでは明日は、午前十時に開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時十六分散会

昭和三十三年五月一日印刷

昭和三十三年五月六日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局